

和泊町こども計画



令和7年3月
鹿児島県 和泊町

「安心・夢・ゆとりある子育てができるまちづくり」

全国的に、出生数の減少に歯止めがかからず、急速に進む少子化や核家族化の影響に伴い、こどもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し、育児に対する不安を抱える家庭の増加や、都市部を中心とした待機児童の発生等は大きな社会問題となっています。



本町では、「子ども・子育て支援法」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられたことを踏まえ、平成27年3月に「和泊町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期和泊町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これからの社会を担うこども達への支援を行うとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、安心してこどもを生み子育てができるまちづくりを推進してきました。

このたび、第2期計画期間の満了を迎えるにあたり、令和7年度から5年間の本町のこども・子育てに関する指針等を新たに定めた「和泊町こども計画」を策定いたしました。

また、今年度は、子育て支援に係る施策の強化や、こどもやその世帯を巡る様々な課題へ対応するために「こども未来課」を新設し、本町の基本理念である「安心・夢・ゆとりある子育てができるまちづくり」の実現に向け取り組んでおります。

今後も、こどもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する状況においても、「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざし、関係機関との連携強化を図り、子育ての喜びを感じられる町づくりに努めて参ります。

終わりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見・ご提言をいただきました「和泊町子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、日頃より本町におけるこども・子育てにご尽力いただいているすべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

和泊町長 前 登志朗

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	4
5 策定体制	4

第2章 和泊町の子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯の状況	5
2 就業の状況	8
3 少子化の状況	11
4 母子保健に関する状況	16
5 アンケート調査結果概要	19
6 現行計画評価	32
7 現状・課題の整理	39

第3章 基本理念・基本的な視点

1 基本理念	41
2 基本的な視点	42
3 施策の方向性	43
4 施策体系	44
5 進捗を測る指標	45

第4章 施策の展開

施策の方向性 1 ライフステージ別の重要施策	46
施策の方向性 2 ライフステージを通した重要施策	53
施策の方向性 3 子育て当事者への支援に関する重要施策	62

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定	66
2 教育・保育の量の見込み	67
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	69
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び 当該学校教育・保育の推進等	80
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	80
6 放課後児童対策の推進に関する事項	81

第 6 章 計画の推進

- 1 計画の進捗管理・評価方法.....82
- 2 計画の進捗状況の公表.....82
- 3 関係機関との連携強化.....82

第 7 章 参考資料

- 1 和泊町子ども・子育て会議条例.....83
- 2 和泊町子ども・子育て会議委員名簿.....85

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、こどもや子育ての環境が大きく変化する中、国においては、2012（平成 24）年8月に、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が始まりました。

新制度では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められており、本町では2015（平成 27）年3月に「第1期和泊町子ども・子育て支援事業計画」を策定、さらに子ども・子育て支援策の充実、地域での子育ての支援や教育の提供等、働きながら子育てをしたい人の希望をかなえられるまちづくりを目指し、「第2期和泊町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

その後、国は2023（令和5）年4月には、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進し、社会全体でこどもの成長を後押しするため「こども家庭庁」を創設しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく2023（令和5）年4月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

こども施策に関する大綱

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定

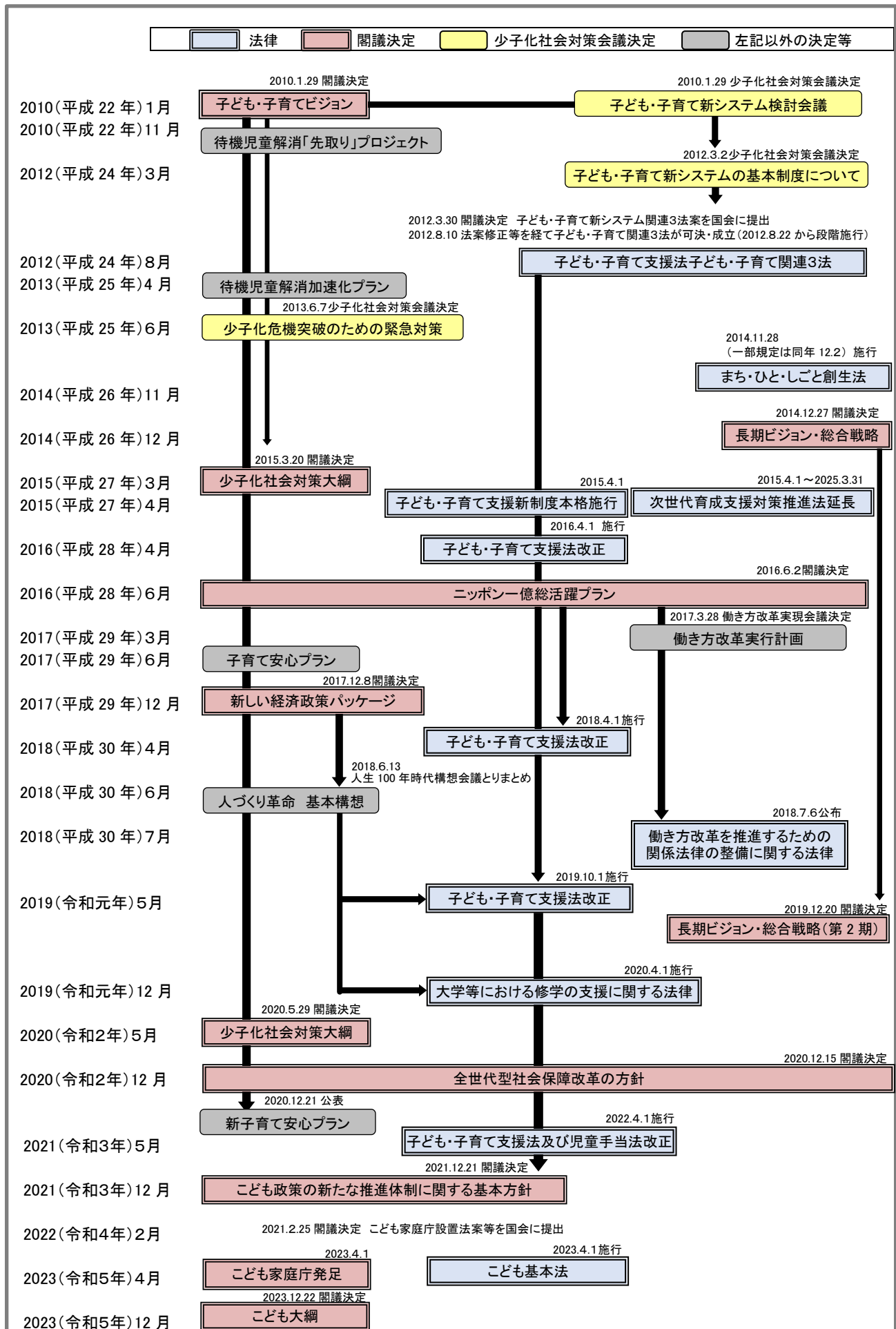
- ・こども大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務に
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができる

こども等の意見の反映

こどもや子育ての当事者の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

本町においては、「第2期和泊町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『安心・夢・ゆとりある子育てができるまちづくり』を基本理念とし、子育て環境の整備に取り組んできました。今回、第2期計画期間が2024（令和6）年度で満了を迎えることから国のこども大綱やこども基本法を勘案し、現行計画に新たに少子化対策の内容を含め、こども施策を総合的に推進するために策定するものです。

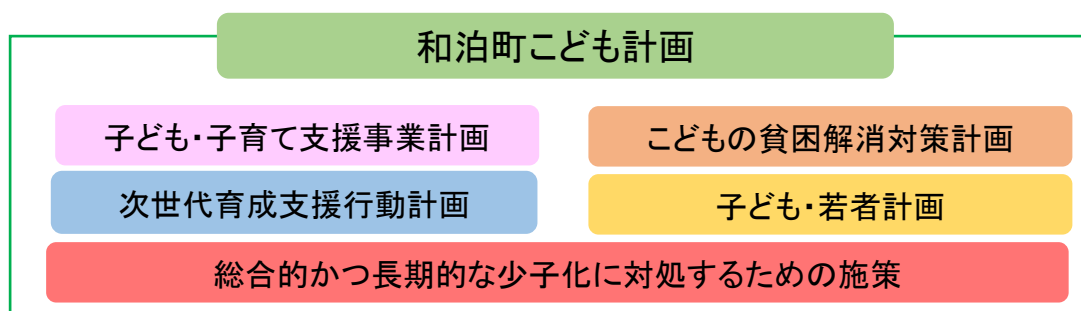
これまでの少子化対策



2 計画の性格

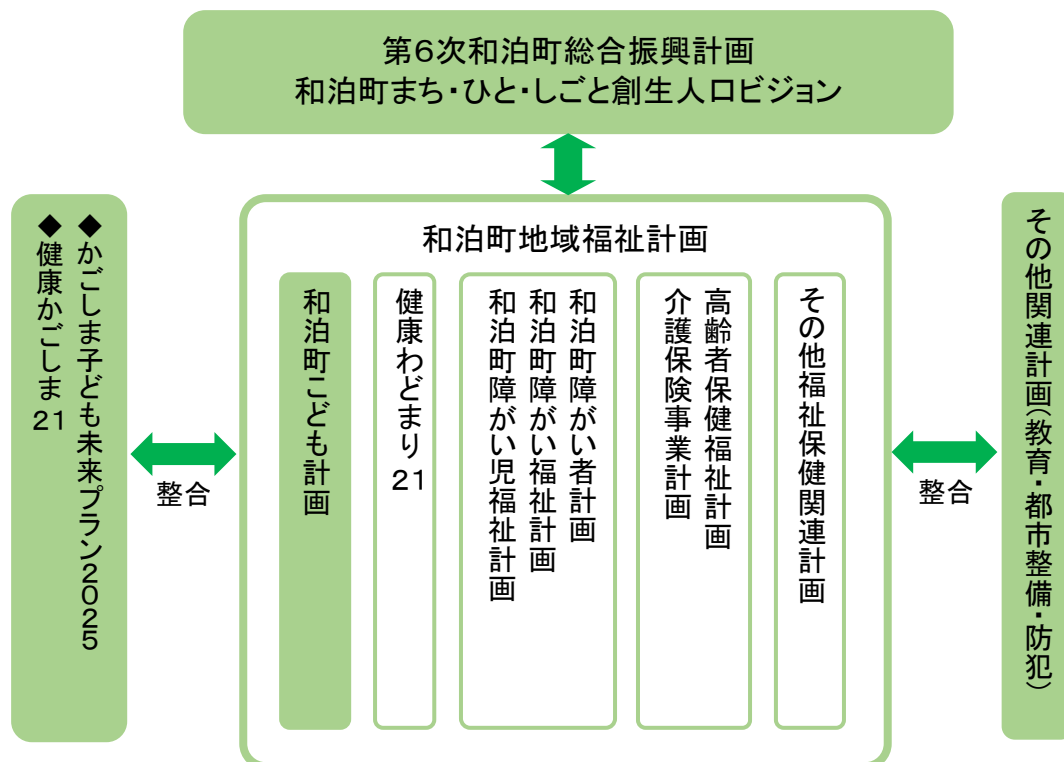
市町村子ども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができることから、和泊町子ども計画は以下の子育て関連計画を一体的に策定するものとします。

- ①子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」
- ④子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」
- ⑤少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策



3 計画の位置づけ

本計画は、町の最上位計画である「総合計画」をはじめ、本計画の上位計画にあたる「地域福祉計画」、その他「高齢者保健福祉計画」や「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」等の福祉関連計画等と整合性を図りながら策定したものです。



4 計画期間

本計画の期間については、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間とします。
制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況の評価、進捗状況の点検を行ない、令和11年度に計画の見直しを行うものとします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するように、利用状況や利用希望の必要に応じて、中間年度（令和9年度）に見直しを行う等弾力的な対応を図ります。

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期和泊町子ども・子育て支援事業計画									
				計画策定	第1期和泊町こども計画				
							中間見直し		計画策定

5 策定体制

(1) 和泊町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、その内容に町民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「和泊町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定します。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、住民のニーズや意識を盛り込む必要があります。そのため、和泊町内に在住する就学前児童（0～5歳）のいる世帯と、就学児童（小学1年生～6年生）のいる世帯、中学2年生とその保護者を対象に、その量的及び質的なニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

◆調査期間：令和6年1月13日～令和6年2月7日

◆調査方法：施設/学校/郵送配布・施設/学校/郵送回収

◆調査対象

対象者	配布数	回答数	回答率
就学前児童保護者	219	124	56.6%
就学児童保護者	262	125	47.7%
中学2年生	59	55	93.2%
中学2年生保護者	59	55	93.2%

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く町民の皆さんから意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。実施期間については、以下のとおりです。

◆実施期間 令和7年2月20日(木)～令和7年3月5日(水)

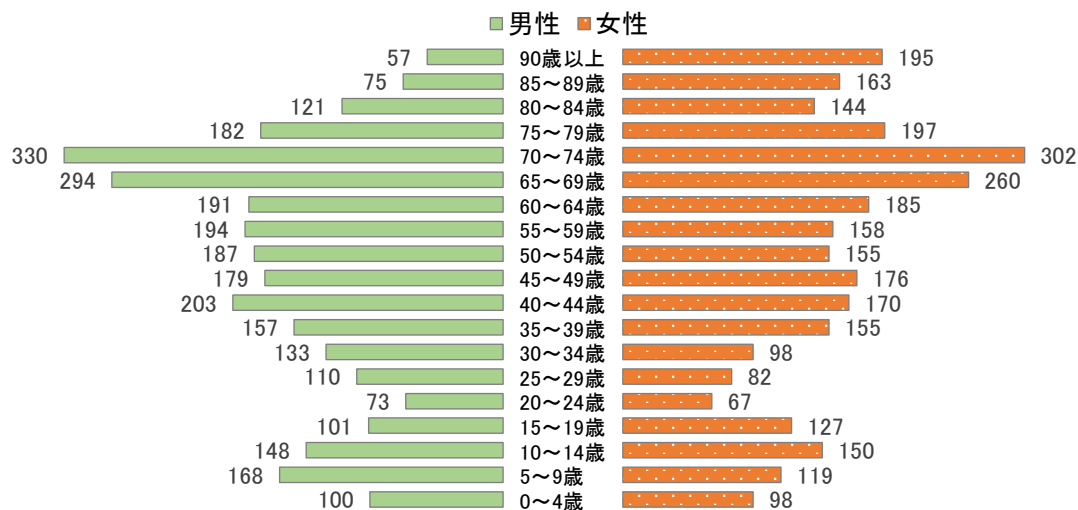
第2章 和泊町の子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口と人口構造

和泊町の令和6年4月1日現在の総人口は、6,004人（男性3,003人、女性3,001人）です。年代別では、60代、70代が比較的多く、20代が少なくなっています。

年齢階級別人口（令和6年4月1日時点）

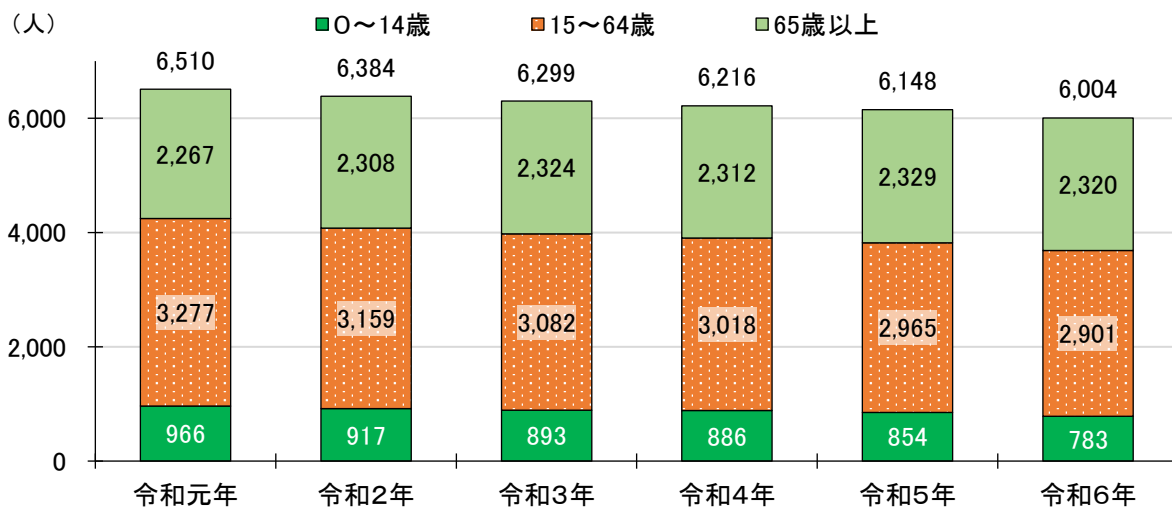


資料：和泊町住民基本台帳

(2) 年齢3区分別人口の推移

和泊町の総人口は、令和元年の6,510人から年々減少し、令和6年には6,004人と、506人減少しています。0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は年々減少していますが、65歳以上の高齢者人口は横ばいに推移しています。

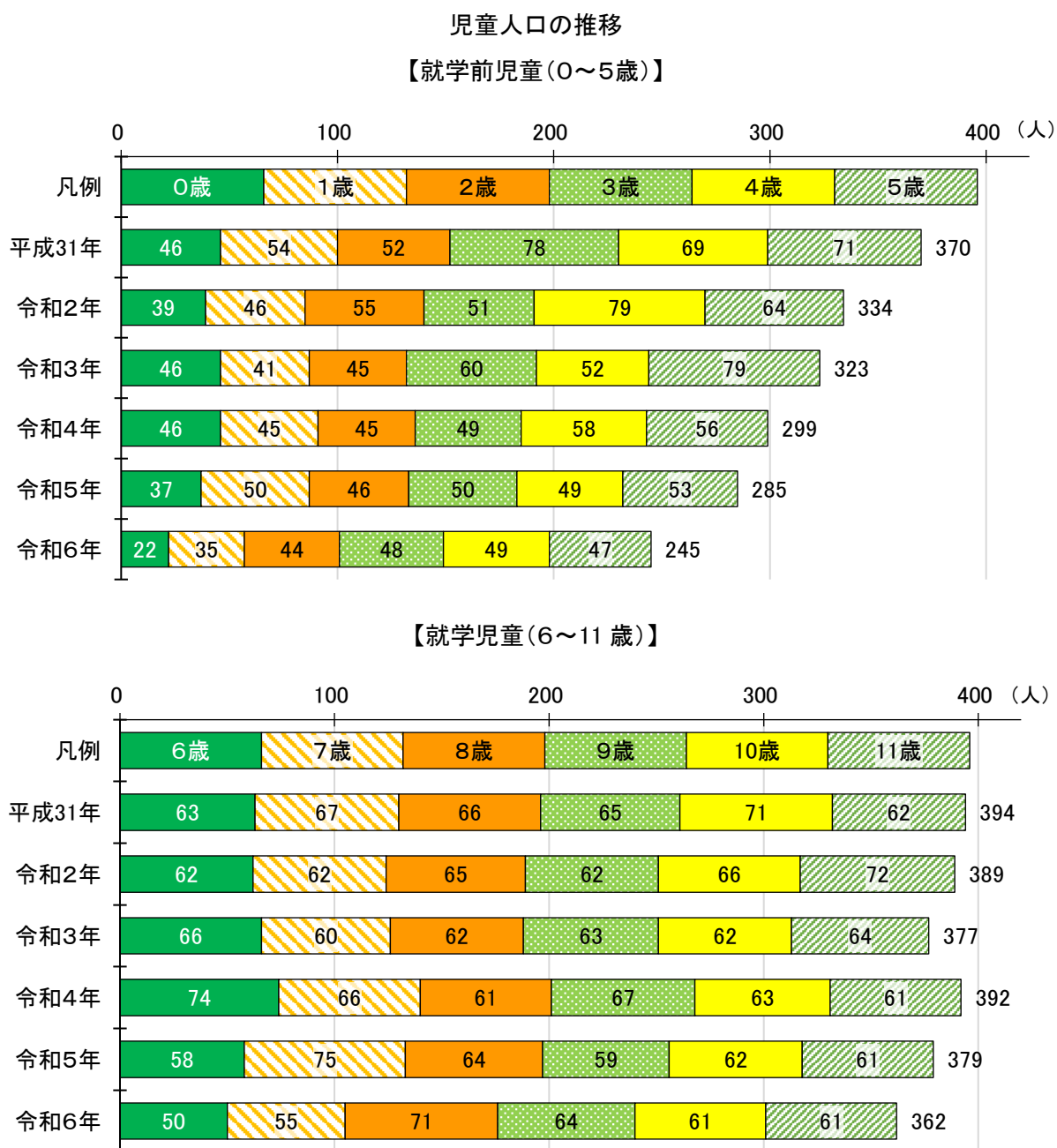
年齢3区分別人口の推移



資料：和泊町住民基本台帳（各年4月1日時点）

(3) 児童人口の推移

和泊町の児童人口を就学前児童(0～5歳),就学児童(6～11歳)でみると,就学前児童人口は,平成31年の370人から年々減少し,令和6年には245人と,125人減少しています。就学児童人口は,平成31年の394人から減少傾向で推移しており,令和6年には362人と,32人減少しています。

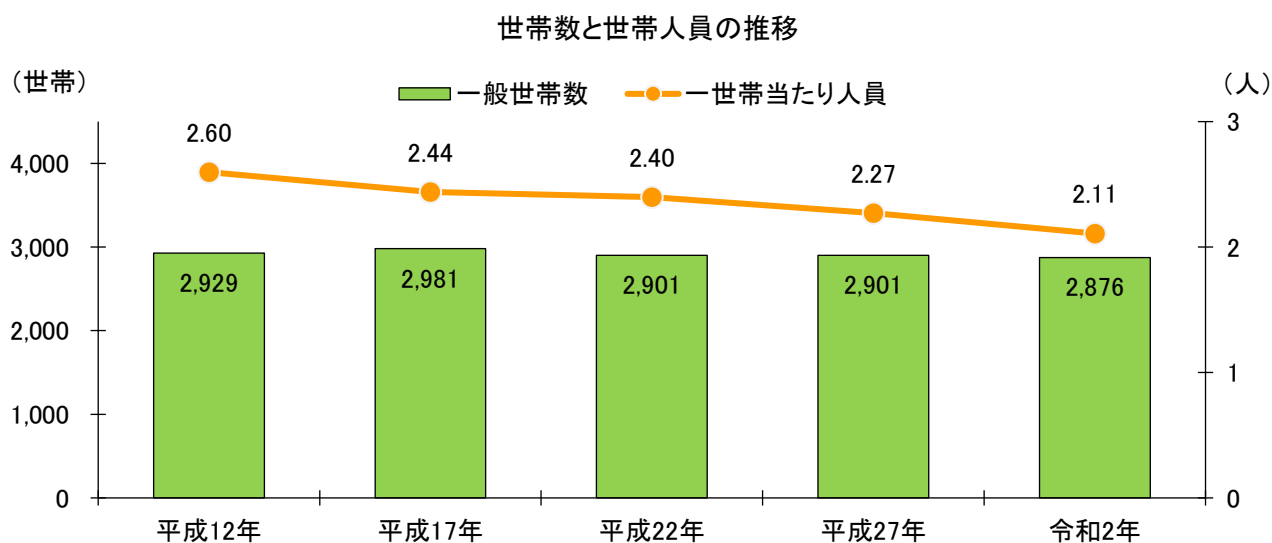


資料:和泊町住民基本台帳(各年4月1日時点)

(4) 世帯数の推移

和泊町の一般世帯数は平成12年の2,929世帯から減少傾向で推移し、令和2年には2,876世帯となっています。

一世帯当たりの人員も減少傾向にあり、平成12年の2.60人から令和2年には2.11人となっており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

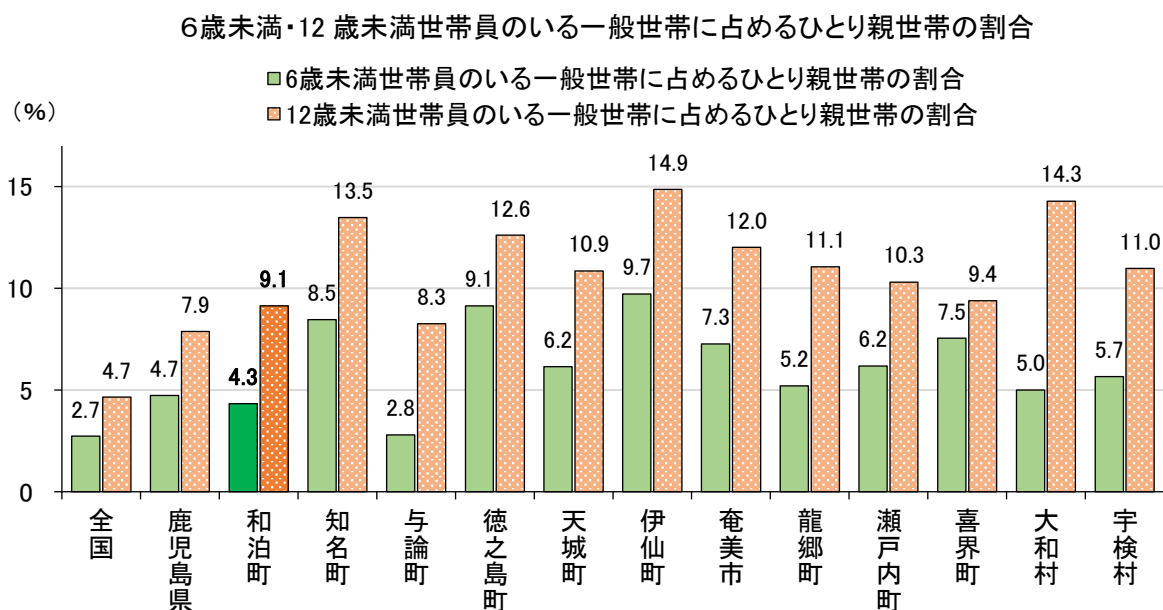


資料: 国勢調査

(5) ひとり親世帯の割合

令和2年の和泊町のひとり親世帯の割合は、6歳未満世帯員のいる世帯では4.3%、12歳未満世帯員のいる世帯では9.1%となっています。

和泊町のひとり親世帯の割合は、国より高く、県と比較すると12歳未満世帯員のいる世帯では高い状況です。奄美諸島の中では低い水準となっています。

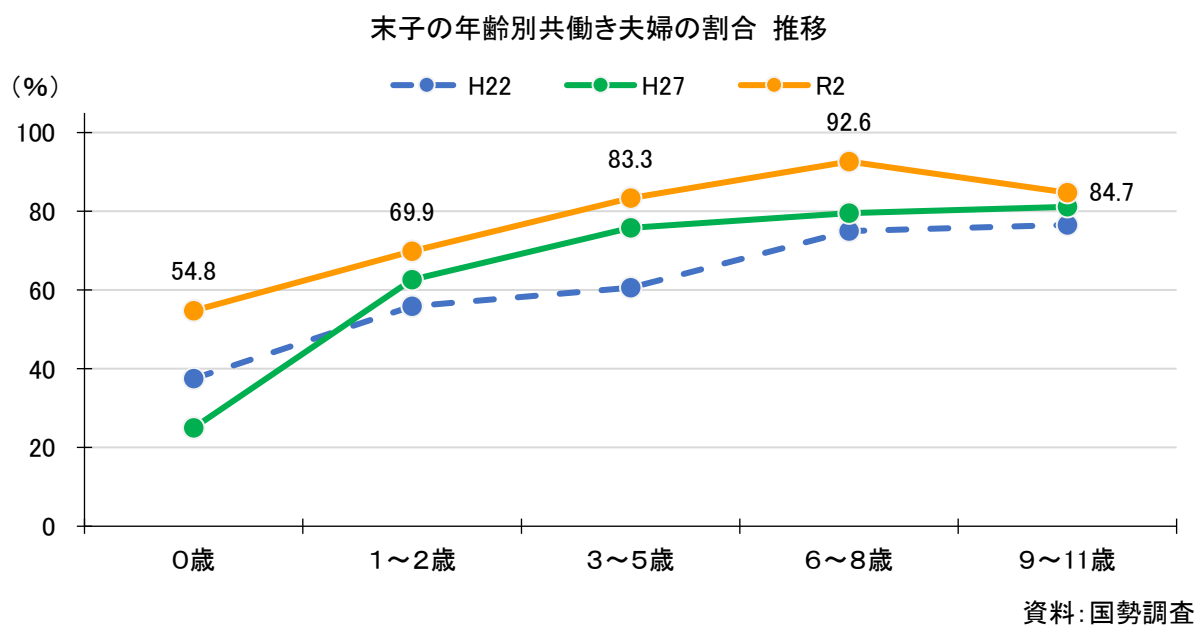


資料: 国勢調査

2 就業の状況

(1) 共働き夫婦の割合

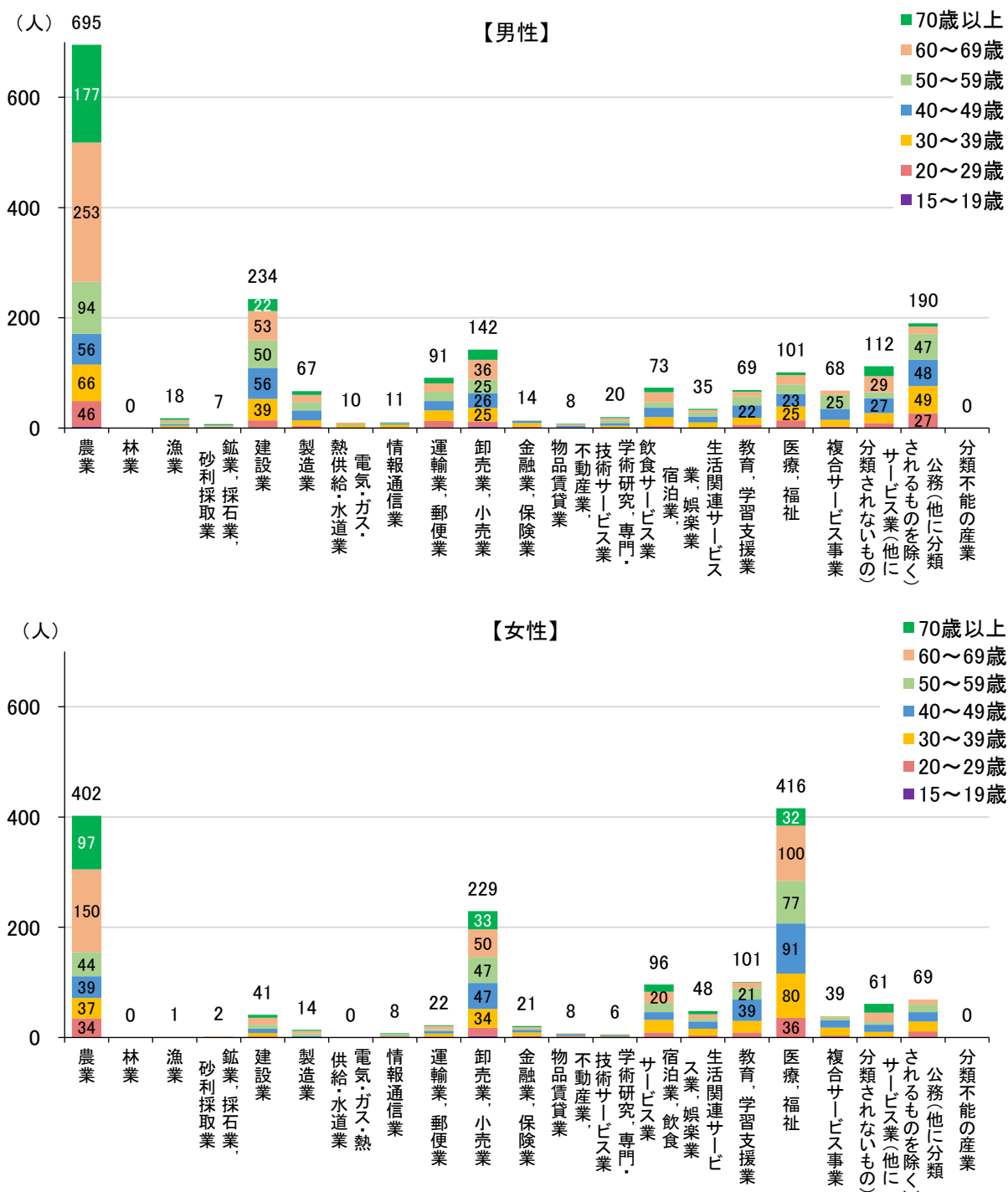
末子の年齢別共働き夫婦の割合の推移をみると、経年により、共働きの割合は上昇傾向にあります。令和2年では、末子が0歳から8歳まで、末子の年齢が上がるにつれ共働きの割合も高くなる傾向にあります。末子が1歳以上の家庭においては、約7割以上が共働きとなっています。



(2) 就労の状況

和泊町の令和2年の就業者人口は、男性 1,965 人、女性 1,584 人となっています。産業分類別男女就業者数をみると、男性は「農業」が695人と最も多く、次いで「建設業」の234人、女性は「医療、福祉」が416人と最も多く、次いで「農業」の402人となっています。

男女別就業者の産業分類別年齢構成(令和2年)



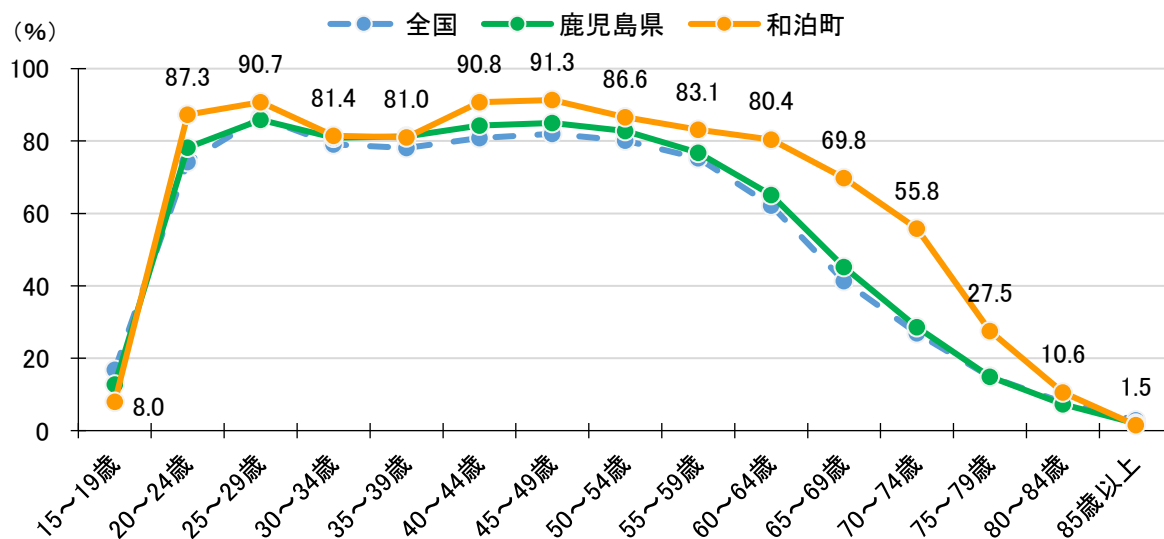
資料:国勢調査

(3) 女性の労働力率

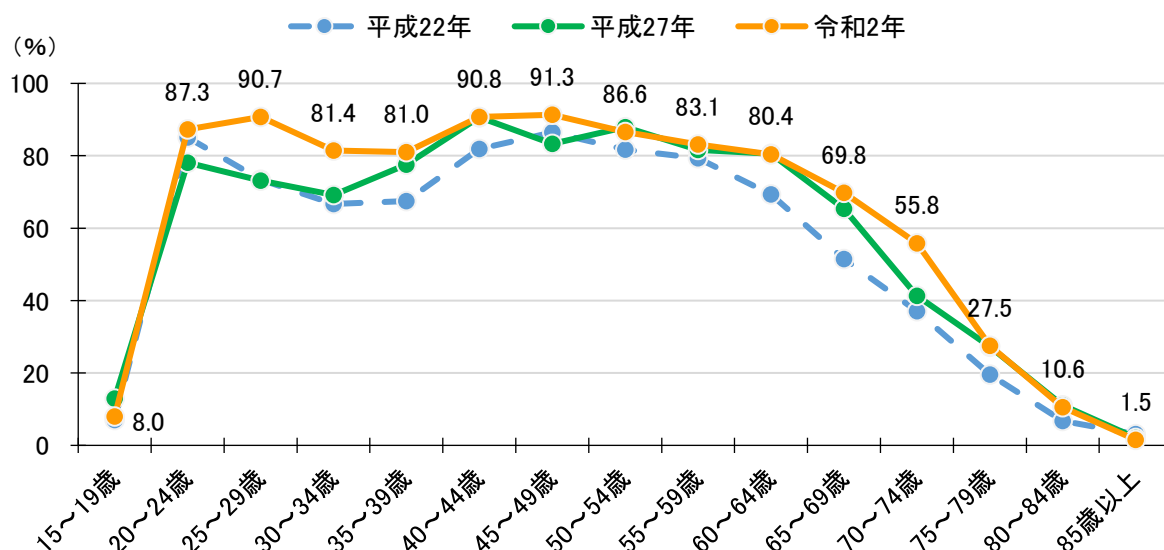
和泊町の令和2年の女性の年齢階級別労働力率をみると、M字カーブ（結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び働きだすことから、アルファベットのMのような形に見えること）の底は、国や県と比べると深くなっています。

平成22年から令和2年までの推移をみると、ほとんどの年齢階級において、経年により労働力率が上昇しています。

女性の年齢階級別労働力率（令和2年 国・県との比較）



女性の年齢階級別労働力率 推移



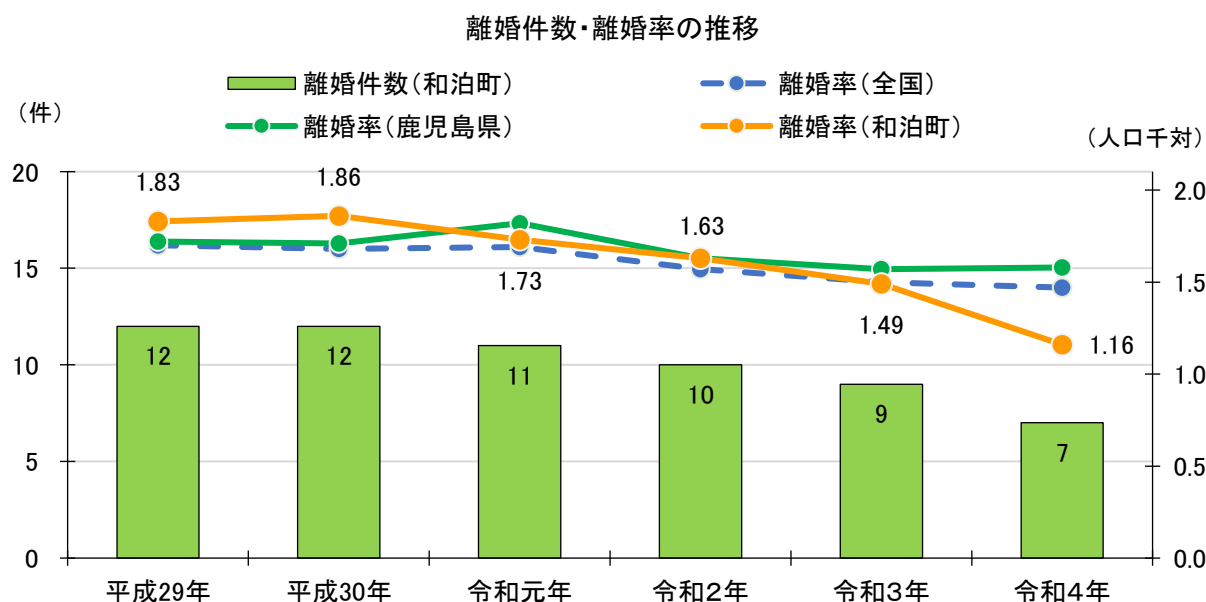
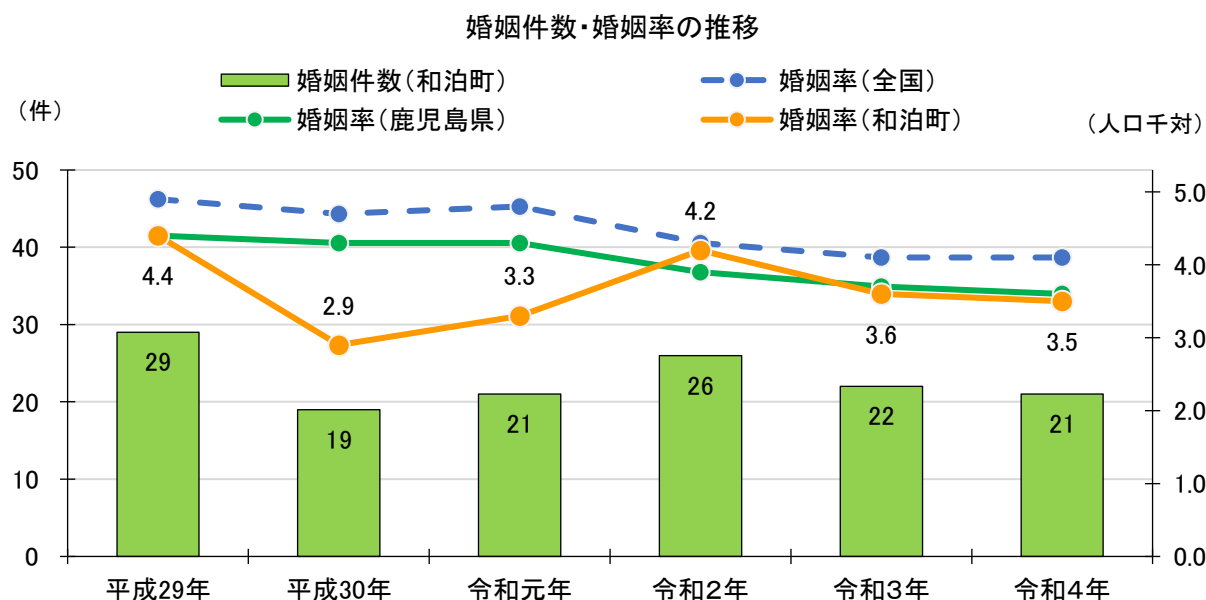
資料：国勢調査

3 少子化の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

和泊町の婚姻件数は、令和2年の26件から年々減少しており、令和4年には21件となっています。婚姻率は、令和3年以降、国や県よりも低い水準となっています。

離婚件数は、平成30年の12件から年々減少し、令和4年には7件となっています。離婚率は、令和3年以降、国や県よりも低い水準となっています。

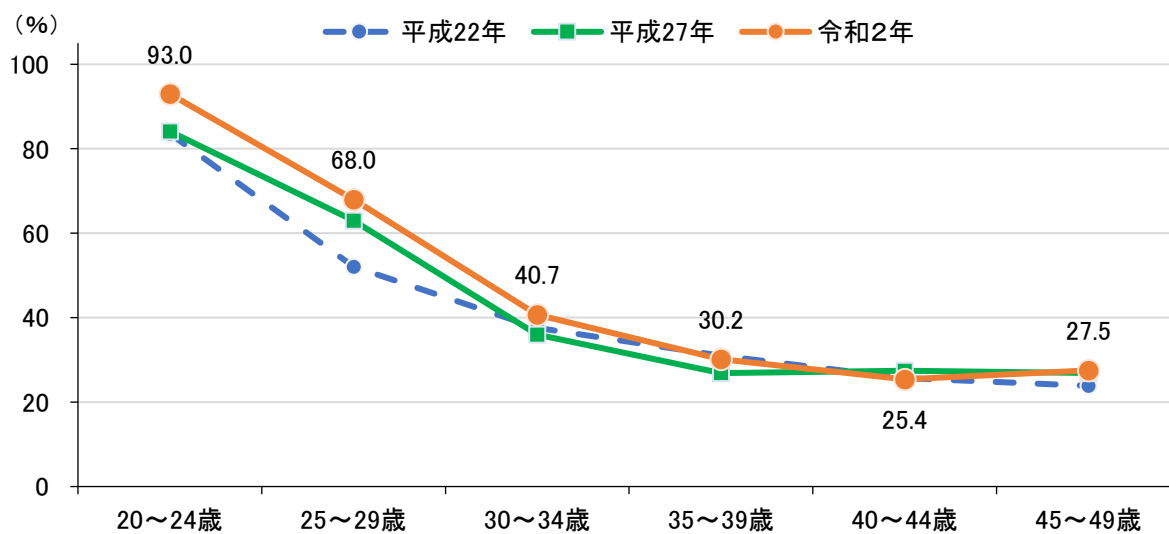


資料:人口動態総覧

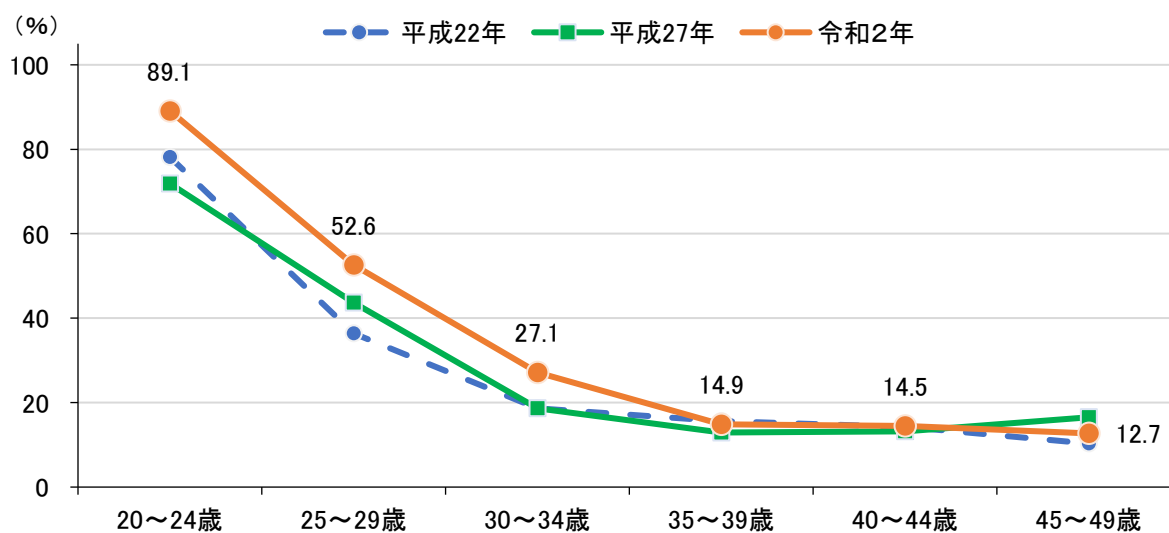
(2) 未婚率の推移

和泊町の年齢5歳階級別未婚率の推移をみると、男性の40～44歳、女性の45～49歳を除いたいずれの年齢層においても、平成27年から令和2年にかけて上昇しています。

男性未婚率の推移



女性未婚率の推移



資料: 国勢調査

(3) 出生数・出生率の推移

和泊町における出生数は、平成 30 年の 49 人から増減しながら推移しており、令和4年は 49 人となっています。

同様に、和泊町の出生率は、平成 30 年の 7.6 から上昇下降を繰り返して推移しており、令和4年には国や県より高い水準となっています。

和泊町

区分	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	49	37	51	34	49
出生率 (人/人口千人)	7.6	5.8	8.3	5.6	8.2

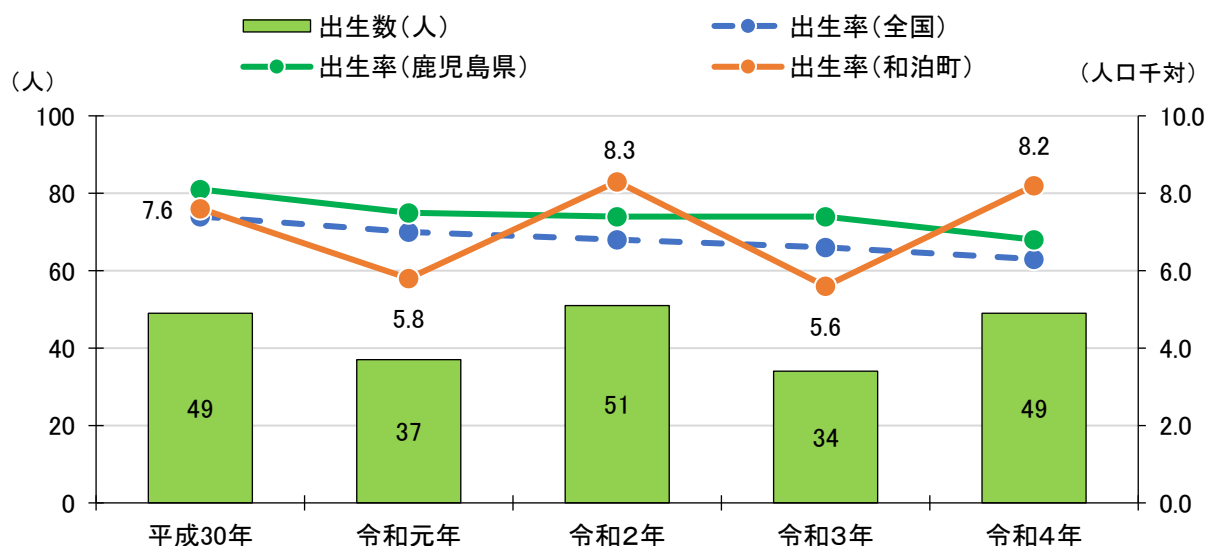
鹿児島県

区分	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	12,956	11,977	11,638	11,618	10,540
出生率 (人/人口千人)	8.1	7.5	7.4	7.4	6.8

全国

区分	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
出生率 (人/人口千人)	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

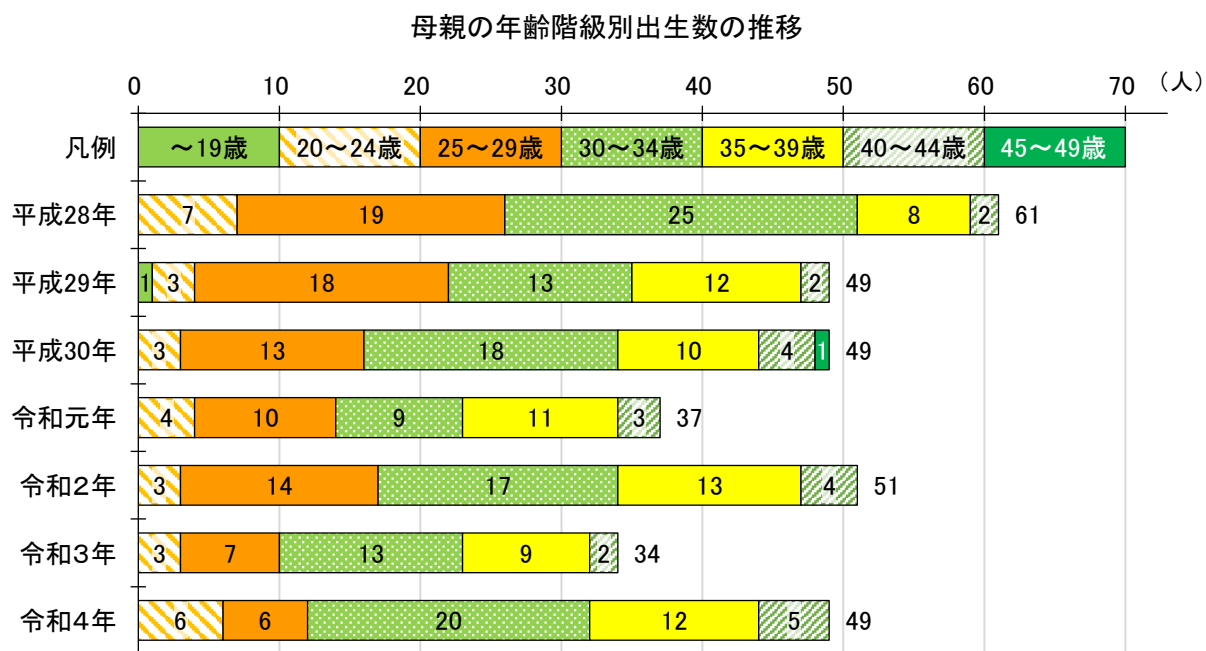
出生数・出生率の推移



資料: 人口動態総覧

(4) 母親の年齢階級別出生数

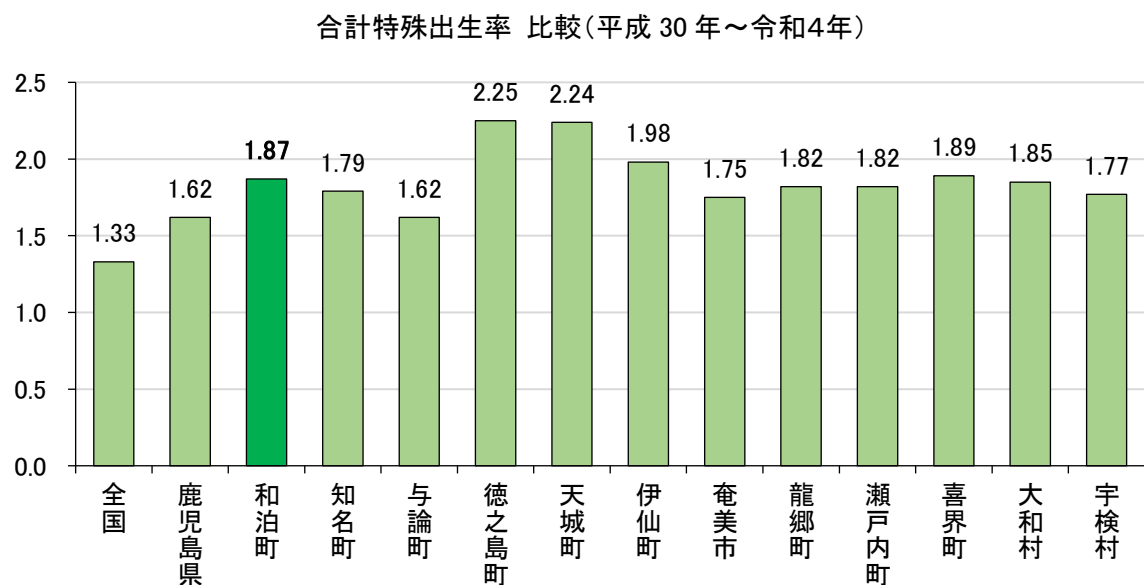
和泊町の母親の年齢階級別出生数の推移をみると、20代の母親による出生数が減少傾向にあります。出生数全体のうち「30～34歳」の母親の出産する割合が高い年が多く、令和4年では全体の40.8%を占めています。



資料:厚生労働省人口動態統計

(5) 合計特殊出生率

平成 30 年から令和4年の和泊町の合計特殊出生率(15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当する)は、1.87 となっています。国や県より高く、奄美諸島の市町村内ではほぼ平均値となっています。

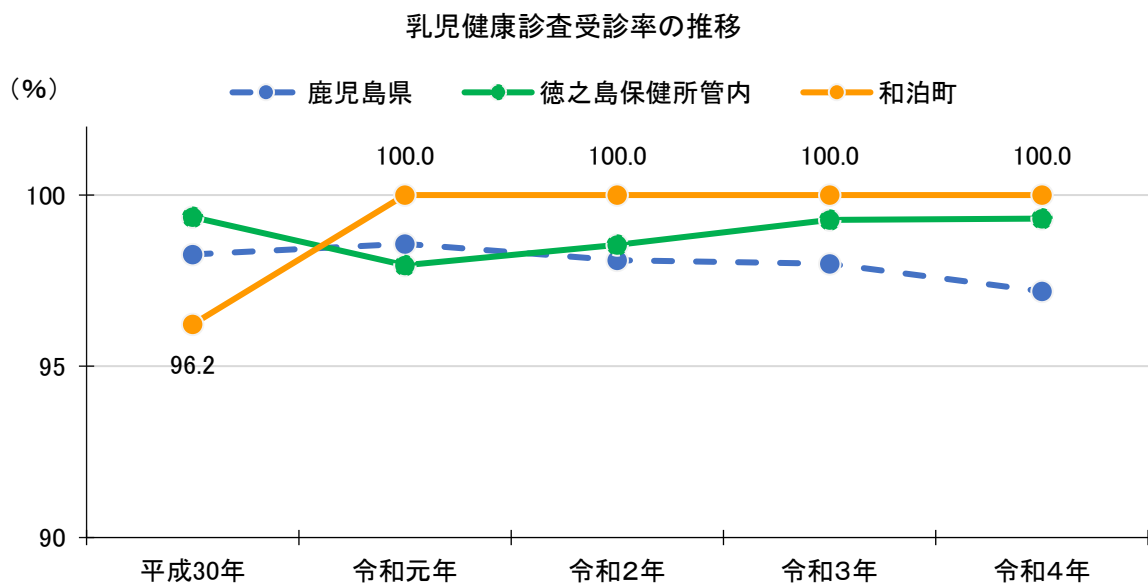


資料: 人口動態統計特殊報告

4 母子保健に関する状況

(1) 乳児(3～5か月児)健康診査受診率

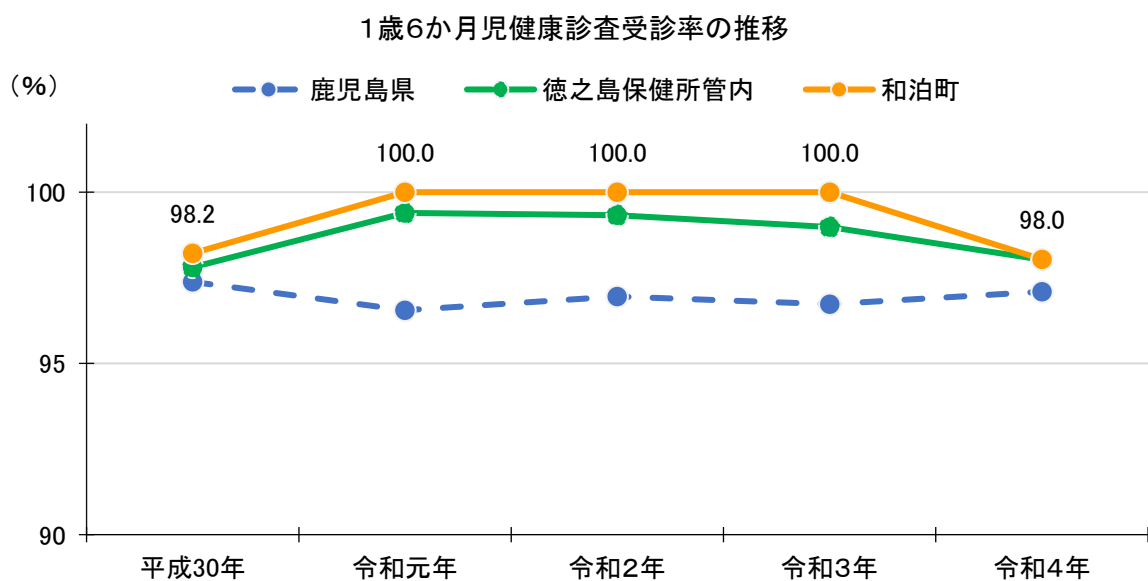
和泊町における乳児健康診査受診率は、令和元年から令和4年まで100%を達成しています。



資料：地域保健・健康増進事業報告

(2) 1歳6か月児健康診査受診率

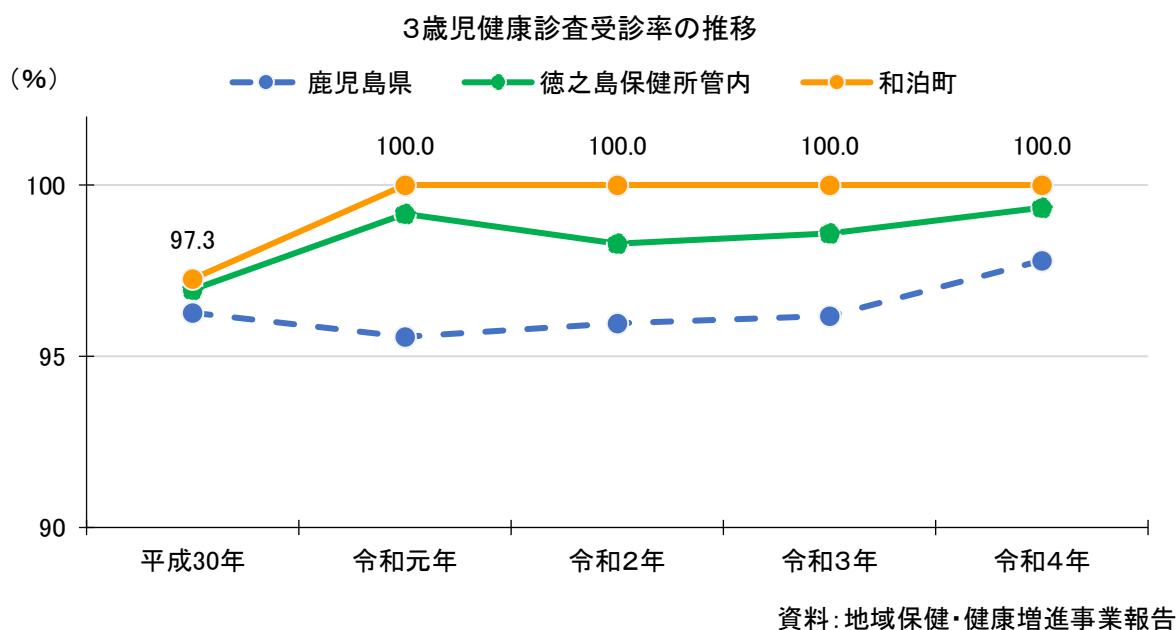
和泊町における1歳6か月児健康診査受診率は、令和元年から令和3年まで100%でしたが、令和4年には98.0%となっています。



資料：地域保健・健康増進事業報告

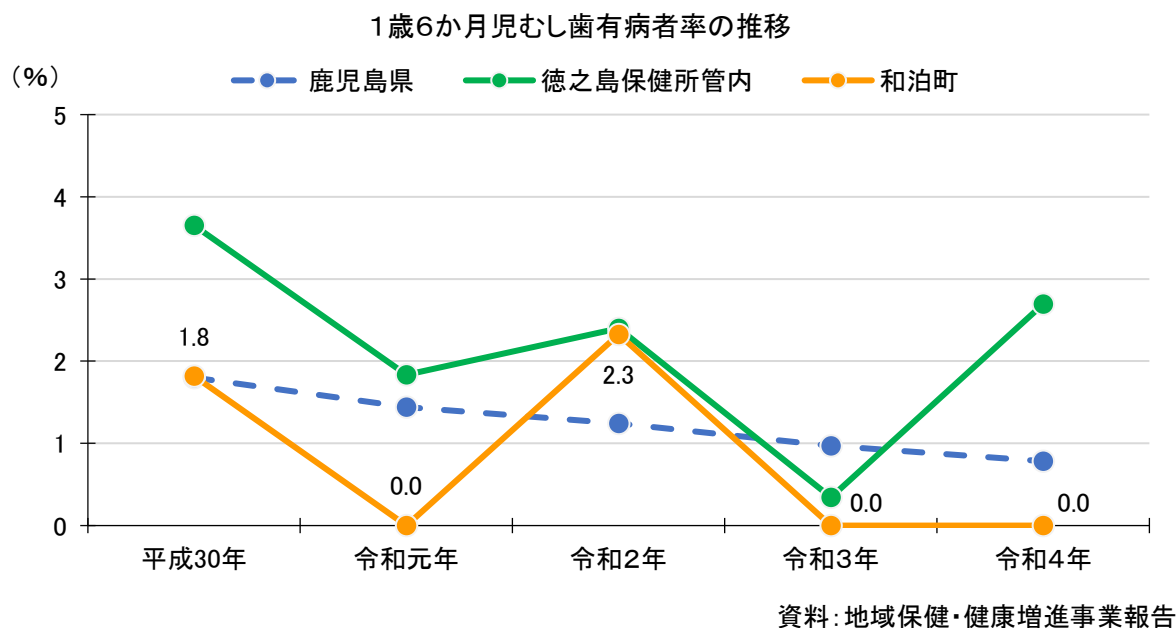
(3) 3歳児健康診査受診率

和泊町における3歳児健康診査受診率は、令和元年から令和4年まで100%を達成しています。



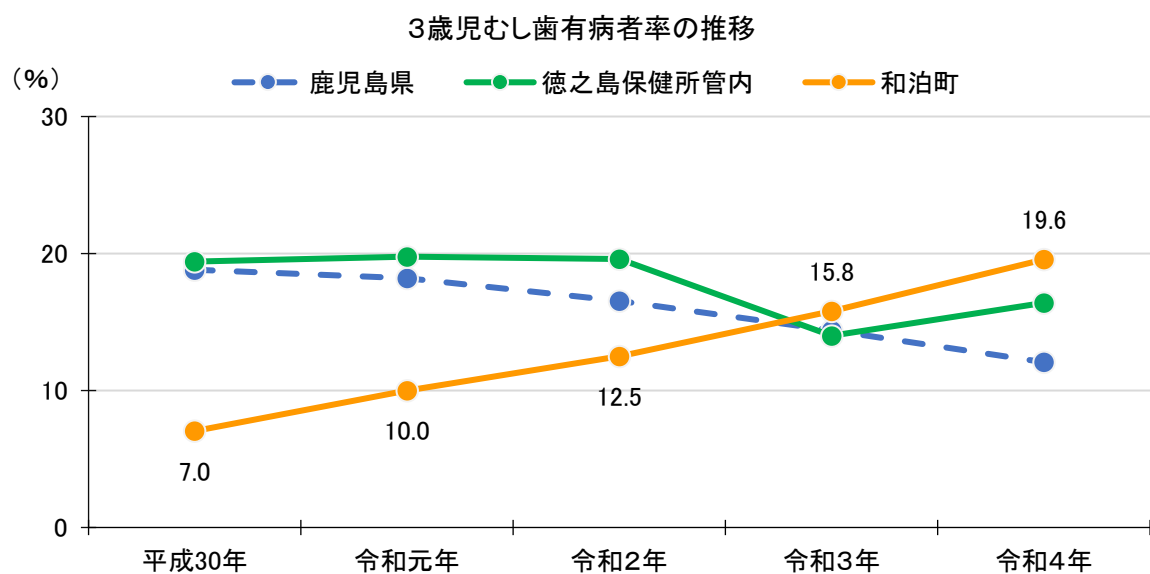
(4) 1歳6か月児むし歯有病者率

和泊町における1歳6か月児むし歯有病者率は、令和元年、令和3年、令和4年には0%を達成しています。



(5) 3歳児むし歯有病者率

和泊町における3歳児むし歯有病者率は、平成 30 年の 7.0%から年々上昇し、令和4年には 19.6%となっています。



資料：地域保健・健康増進事業報告

5 アンケート調査結果概要

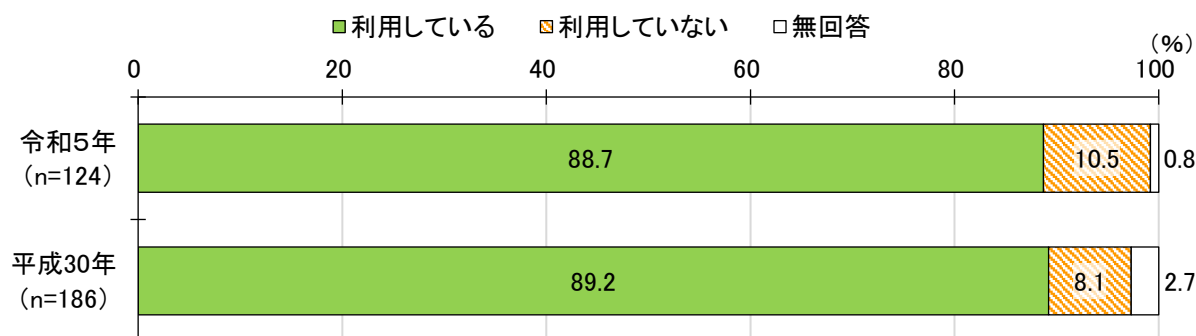
(1) 子ども・子育て支援事業計画関連調査

①平日の定期的な教育・保育事業の利用について

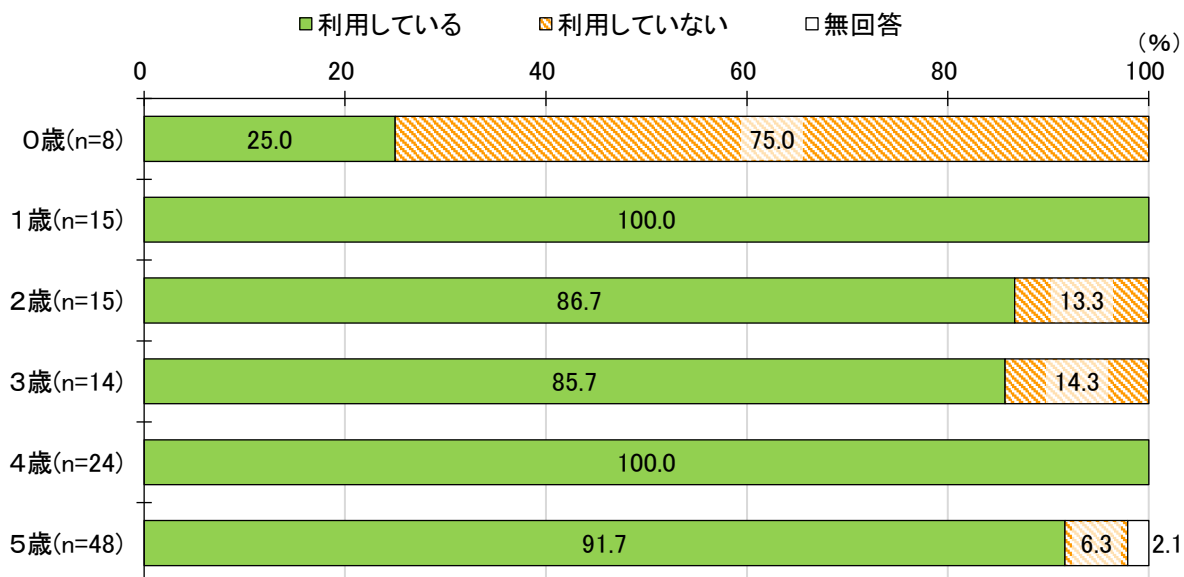
就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が88.7%となっており、前回調査とほぼ同等となっています。

年齢別でみると、1歳から5歳までの85%以上が平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。

就学前児童：平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



就学前児童：平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（年齢別）

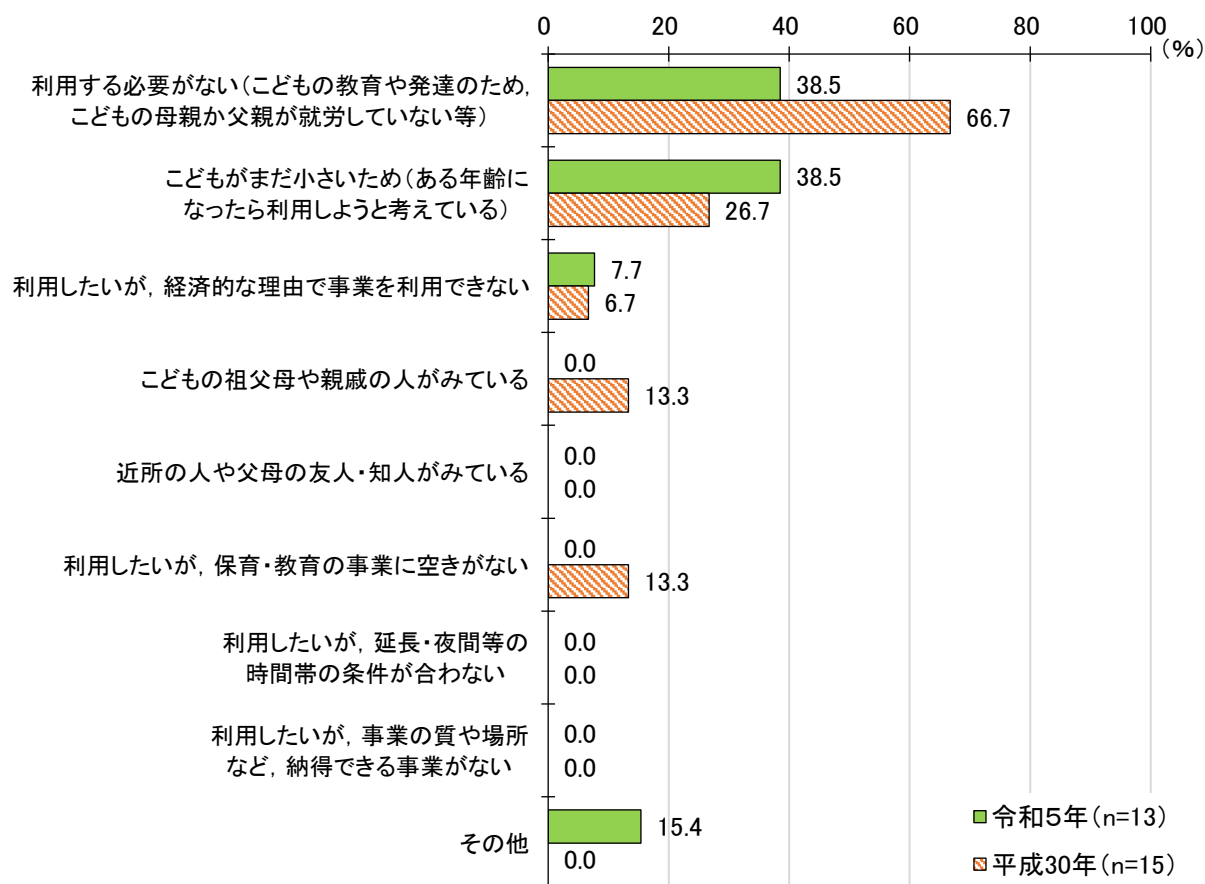


②平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由

平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「その他」以外では「利用する必要がある（こどもの教育や発達のため、こどもの母親か父親が就労していない等）」と「こどもがまだ小さいため（ある年齢になったら利用しようと考えている）」が 38.5%と高く、次いで「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」の 7.7%となっています。

前回調査と比較すると、「利用する必要がある（こどもの教育や発達のため、こどもの母親か父親が就労していない等）」が 28.2 ポイント減となっています。

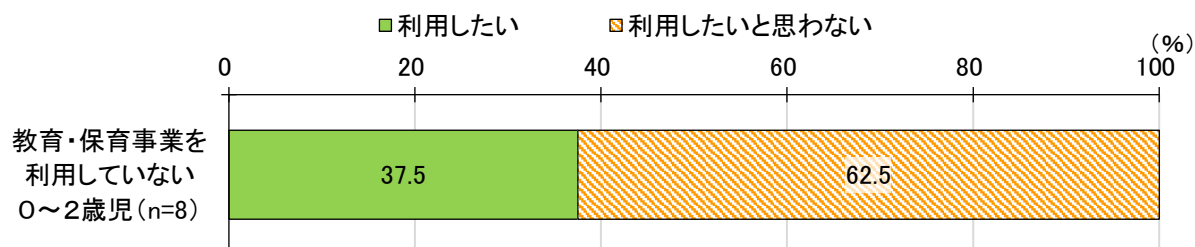
就学前児童：平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由



③「乳幼児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）」が創設された場合の利用希望

「乳幼児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）」が創設された場合の利用希望について、平日の定期的な教育・保育事業を利用していない0～2歳の全体では「利用したい」が37.5%となっています。

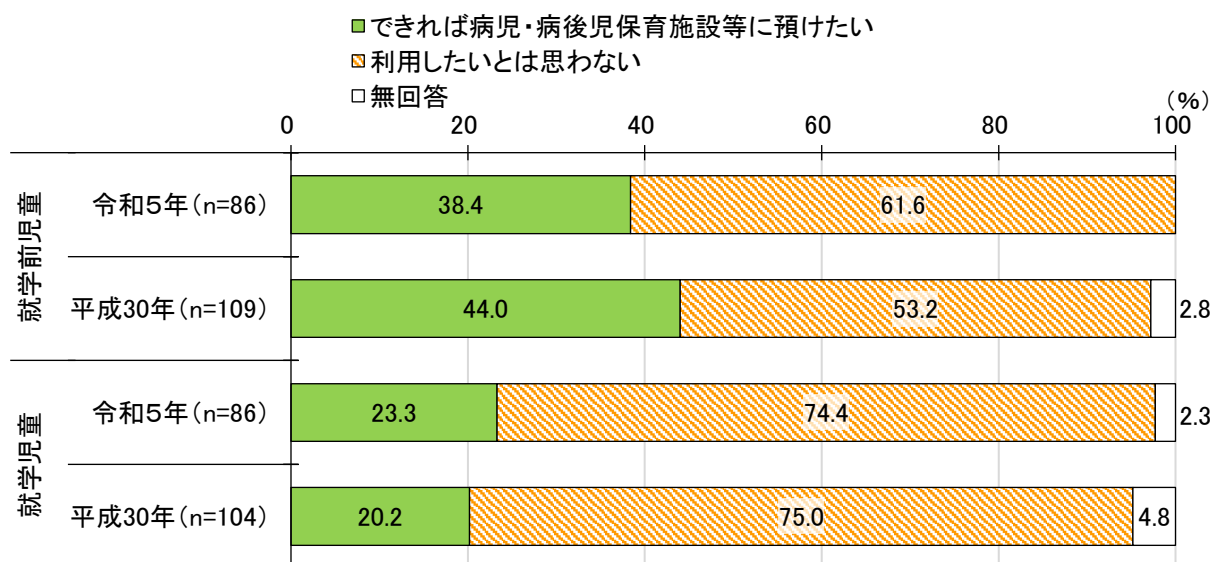
就学前児童：「乳幼児等通園支援制度」の利用希望（年齢別）
【0歳～2歳で平日の定期的な教育・保育事業を利用していない人のみ】



④病児・病後児保育について

病児・病後児保育について、就学前児童では、利用希望が38.4%で、前回調査の44.0%より5.6ポイント減少しています。就学児童では、利用希望が23.3%で、前回調査の20.2%より3.1ポイント増加しています。

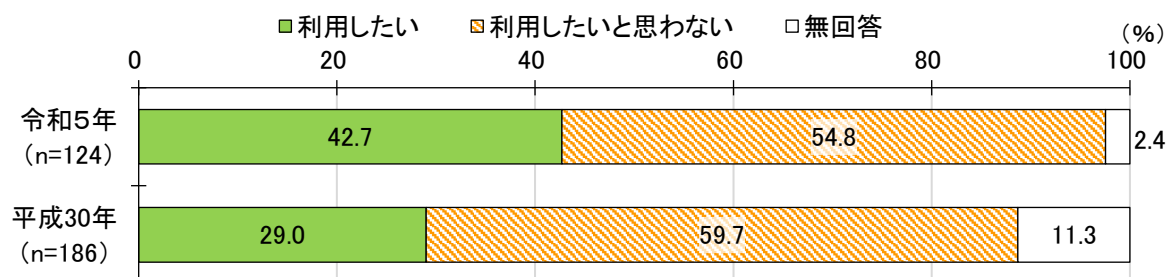
病児・病後児保育の利用希望
【こどもが病気の際に、父親か母親が仕事を休んだことがあると回答した人のみ】



⑤一時預かりについて

定期的な保育・教育や病気のため以外の、私用・親の通院・不規則の就労等による一時預かりの利用希望について、「利用したい」が 42.7%で、前回調査に比べ高くなっています。

就学前児童：一時預かりの利用希望（前回比較）

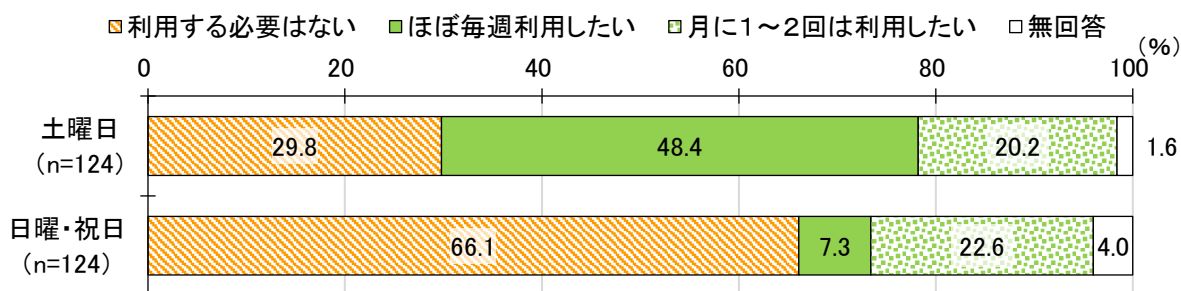


⑥土曜日、日曜・祝日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

土曜日、日曜・祝日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について、土曜日では 68.6%，日曜・祝日では 29.9%となっています。

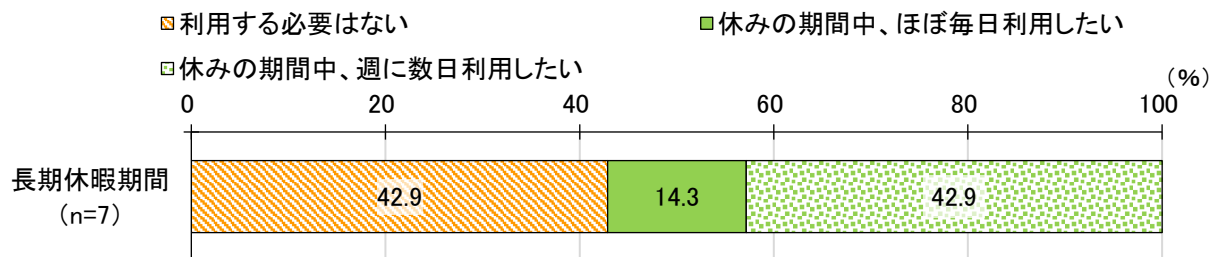
幼稚園を利用している人について、長期休暇中の教育・保育事業の利用希望は 57.2%となっています。

就学前児童：「定期的」な教育・保育事業の利用希望



就学前児童：長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望

【幼稚園利用者のみ】

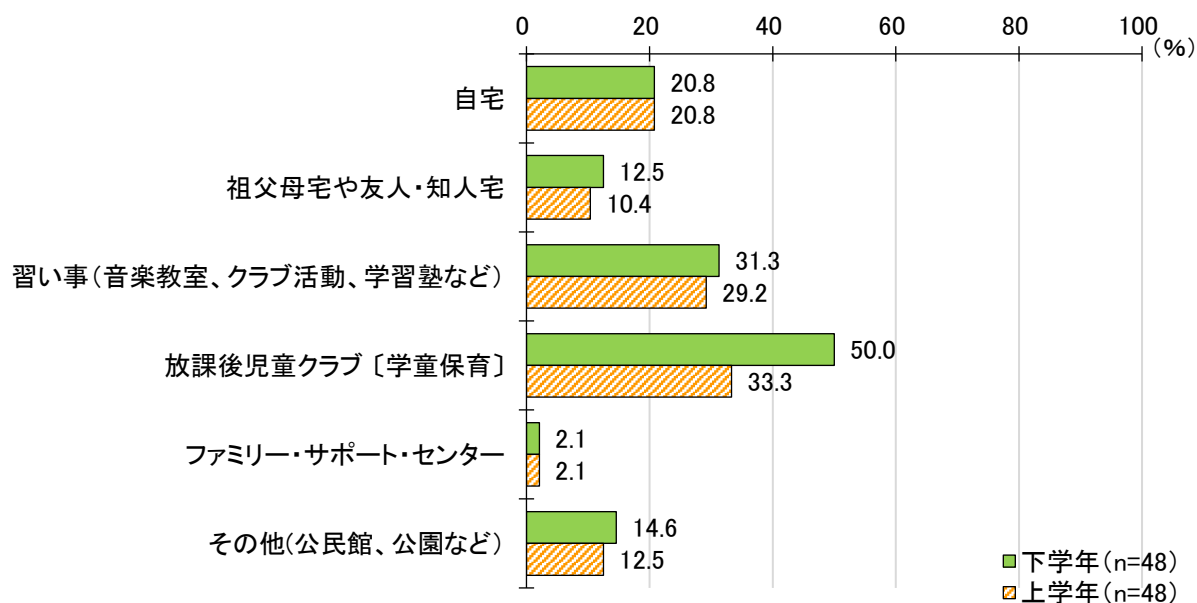


⑦放課後の過ごし方について

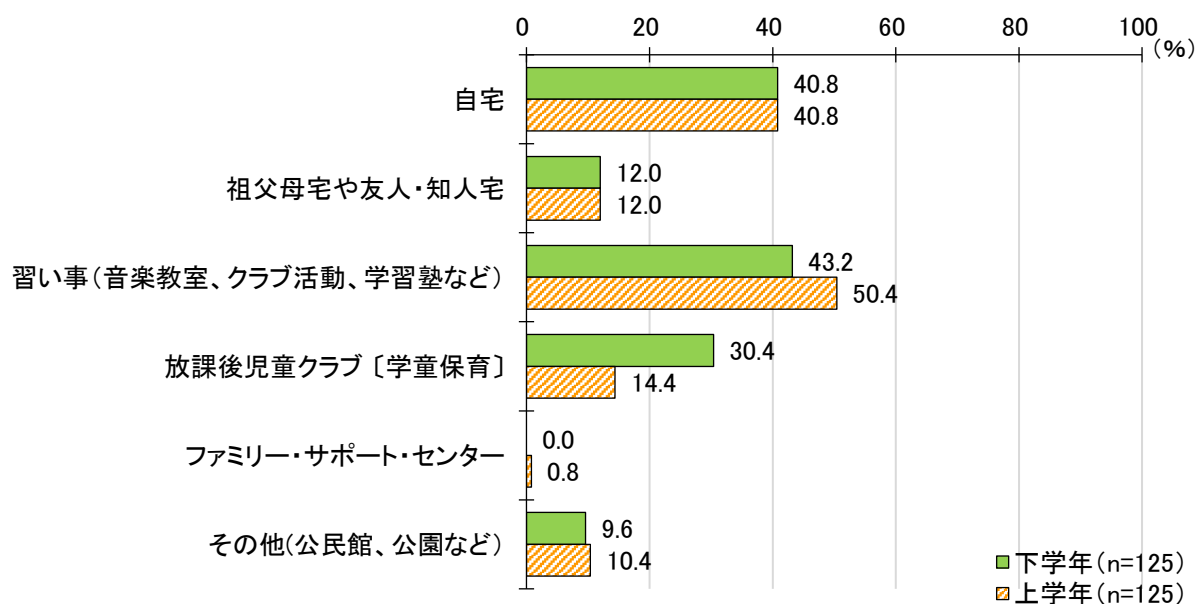
就学前児童(5歳児)が就学した際に、どのような場所で放課後を過ごさせたいかについて、下学年時、上学年時ともに「放課後児童クラブ〔学童保育〕」(下学年 50.0%, 上学年 33.3%)が最も高く、次いで「習い事」(下学年 31.3%, 上学年 29.2%)となっています。

就学児童については、下学年時、上学年時ともに「習い事」(下学年 43.2%, 上学年 50.4%)が最も高く、次いで「自宅」(下学年 40.8%, 上学年 40.8%)となっています。

就学前児童(5歳児):放課後の過ごし方についての希望



就学児童:放課後の過ごし方についての希望

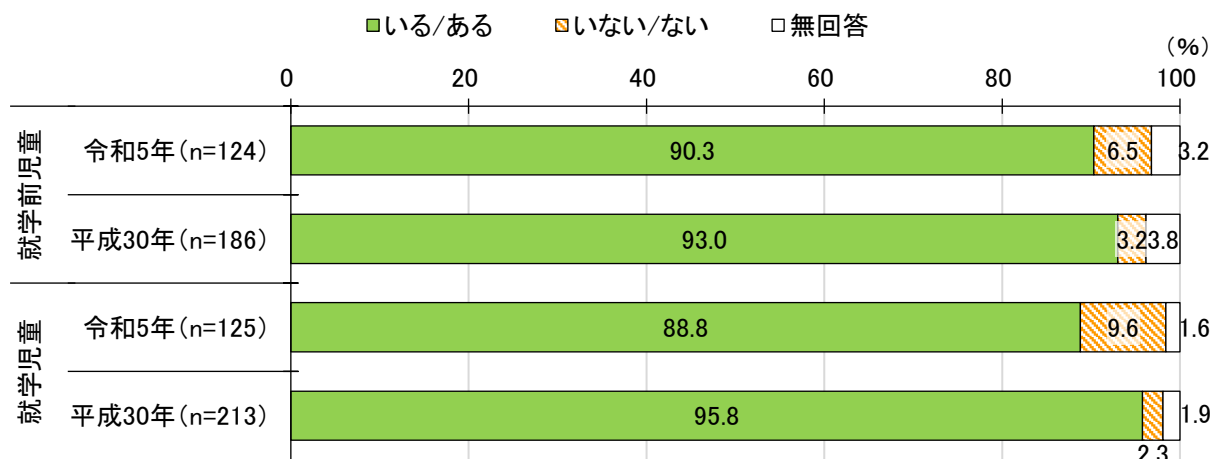


(2) 次世代育成支援行動計画関連調査

①子育てに関する相談先の有無

子育てに関する相談相手や相談場所があるかについて、「いる/ある」は就学前児童が90.3%, 就学児童が88.8%となっており、ともに前回調査と比較すると低くなっています。

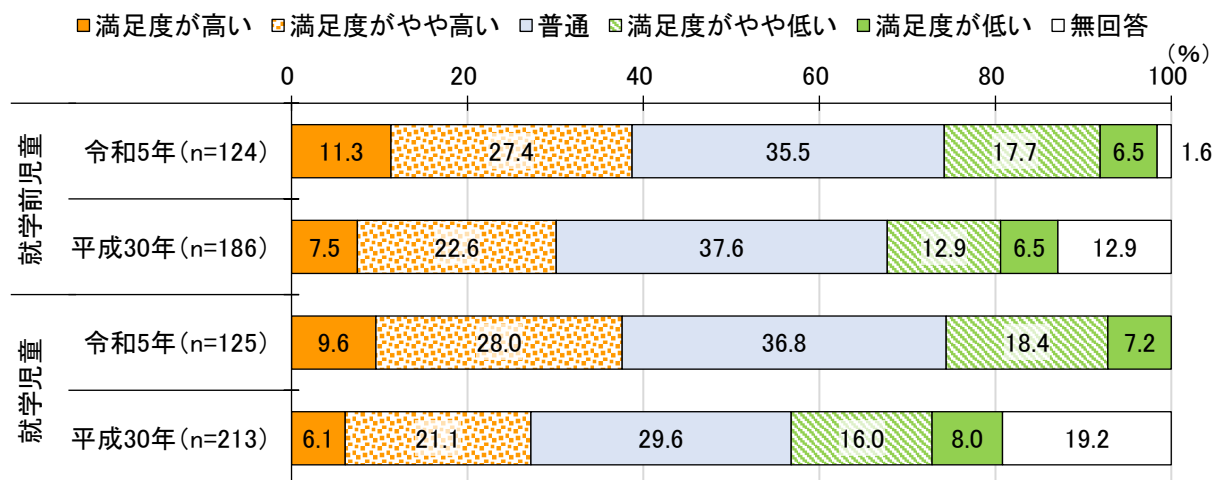
子育てに関する相談先の有無



②地域における子育ての環境や支援への満足度

『満足している(「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計)』は就学前児童が38.7%, 就学児童が37.6%となっており、ともに前回調査と比較すると高くなっています。

子育ての環境や支援への満足度



(3) こどもの貧困対策計画関連調査

◆所得類型について

①同居している家族人数(保護者問3)及び世帯年収(保護者問10)に関する設問に対する回答に基づき、当該世帯の収入(選択肢の上限値と下限値の中央値)を同居している家族人数の平方根で割った金額を算出しました。

②厚生労働省の「2019 年国民生活基礎調査」における貧困線を基準に令和3年子供の生活状況調査の分析報告書を参考に分類分けしています。

本調査における所得類型は下記の通りとなっています。

分 類	基 準	人 数
A類世帯	等価可処分所得が中央値の2分の1(127 万)未満の世帯	17 人
B類世帯	等価可処分所得が 127 万以上 253 万未満の世帯	25 人
C類世帯	等価可処分所得が中央値(253 万)以上の世帯	11 人
判定不能	保護者問3・問 10 のどちらかが無回答	2 人

◆世帯類型について

親の婚姻状況(保護者問4)及び生徒の家族構成(中学生問3)に関する設問に対する回答に基づき、世帯状況を「二人親世帯」「一人親世帯」に分類分けしています。

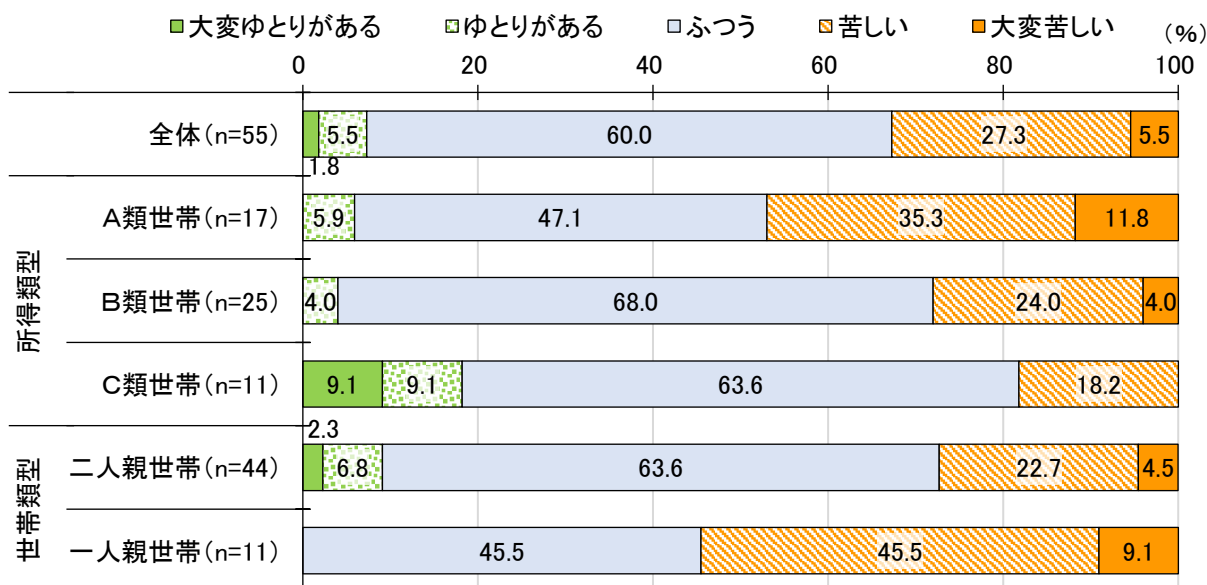
本調査における世帯類型は下記の通りとなっています。

分 類	基 準	人 数
二人親世帯	保護者 問4婚姻状況「結婚している」を選択	44 人
一人親世帯	①保護者 問4「離婚している」を選択 ②保護者 問4「離婚している」を選択していない場合、 中学生 問3同居家族「お父さん」「お母さん」のどちらかのみ選択	11 人

① 暮らしの状況

暮らしの状況について全体でみると、『苦しい(「苦しい」と「大変苦しい」の合計)』は 32.8%,『ゆとりがある(「大変ゆとりがある」と「ゆとりがある」の合計)』は 7.3%,「ふつう」は 60.0%となっています。『苦しい』の割合は、所得類型でみるとA類世帯が 47.1%と最も高く、世帯類型でみると一人親世帯の方が二人親世帯より高くなっています。

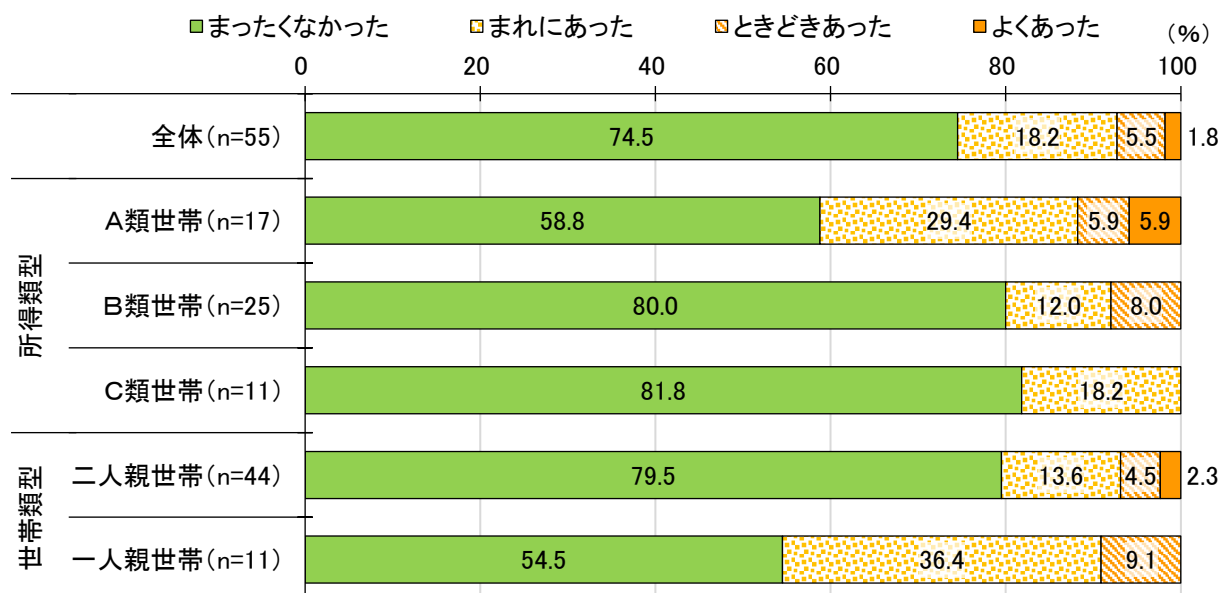
中学2年生保護者：暮らしの状況(世帯の状況別)



②過去1年間に、必要な食料品が買えなかったことがあるか

必要な食料品が買えなかった経験について全体でみると、『あった（「よくあった」と「ときどきあった」と「まれにあった」）の合計』は 25.5%となっています。『あった』の割合を所得類型でみると、A類世帯が 41.2%と最も高く、世帯類型でみると、一人親世帯の方が二人親世帯より高くなっています。

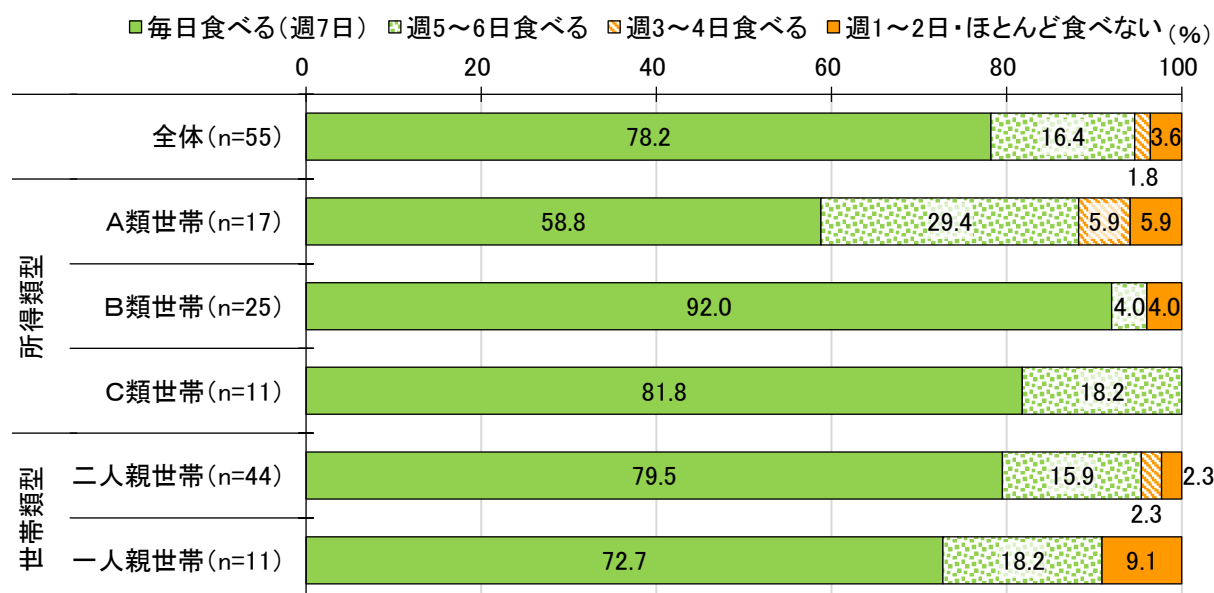
中学2年生保護者：必要な食料品が買えなかったことの有無（世帯の状況別）



③朝ごはんを週にどれくらい食べているか

朝ごはんを食べる頻度について全体でみると、「毎日食べる（週7日）」が 78.2%と最も高く、一方で「週1～2日・ほとんど食べない」は 3.6%となっています。「週1～2日・ほとんど食べない」を所得類型でみると、A類世帯が 5.9%と最も高く、世帯類型でみると、一人親世帯が二人親世帯より高くなっています。

中学2年生：朝ごはんを週にどれくらい食べていますか（世帯状況別）



④自己肯定感について

自己肯定感に関する4項目「今の自分が好きだ」「自分の親（保護者）から愛されていると思う」「うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む」「自分は役に立たないと強く感じる」について質問しました。

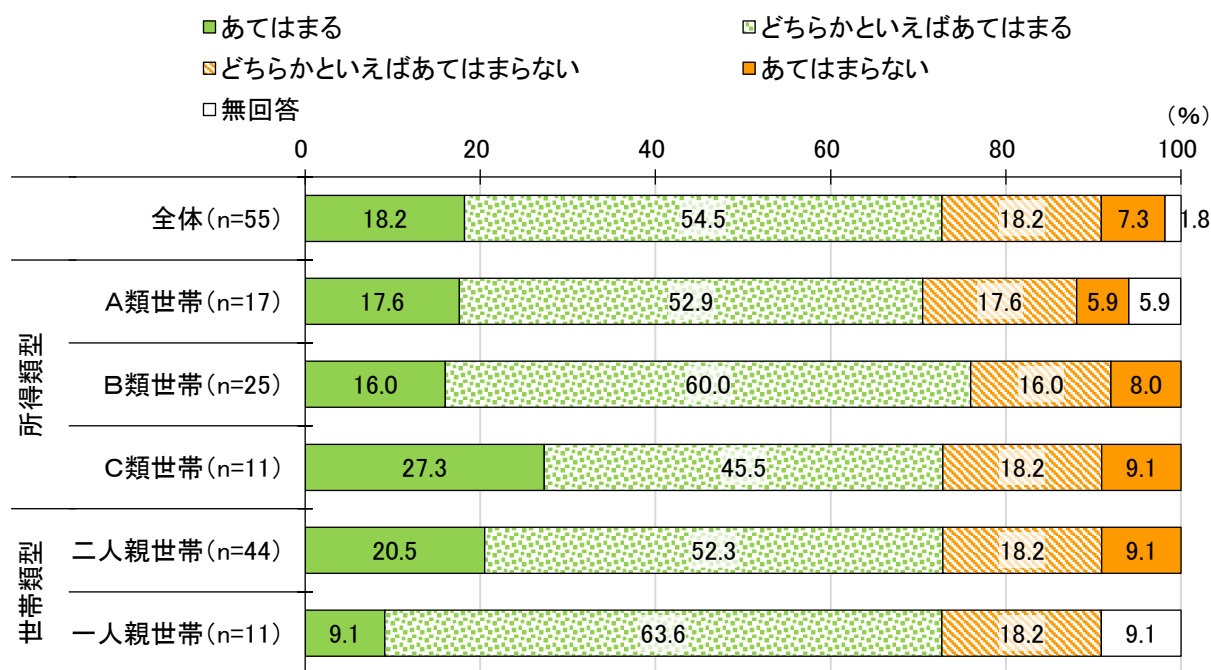
「今の自分が好きだ」について所得類型でみると、「あてはまる」はC類世帯が最も高くなっており、世帯類型でみると、「あてはまる」は二人親世帯の方が高くなっています。

「自分の親（保護者）から愛されていると思う」について全体でみると、「あてはまらない」は0%となっています。所得類型でみると、「どちらかといえばあてはまらない」はA類世帯が最も高くなっており、世帯類型でみると、一人親世帯の方が高くなっています。

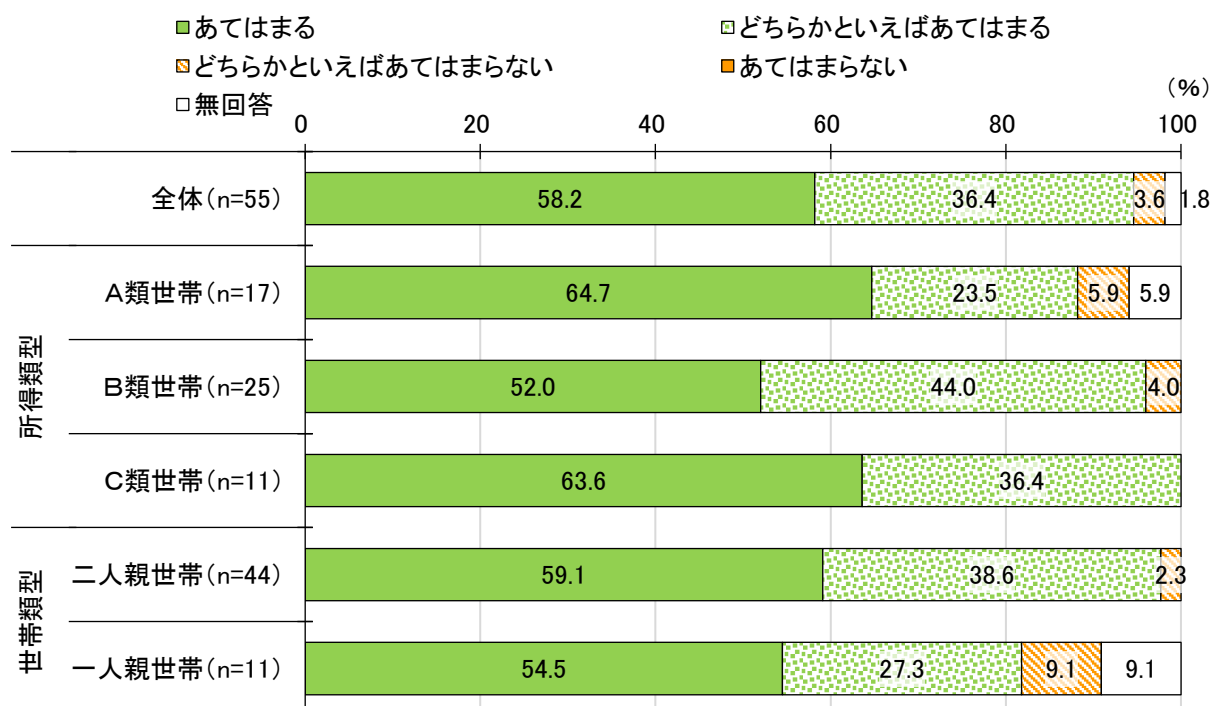
「うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む」について所得類型でみると、『あてはまらない（「あてはまらない」と「どちらかといえばあてはまらない」の合計）』は、C型世帯は0%となっており、世帯類型でみると、「あてはまる」は二人親世帯の方が高くなっています。

「自分は役に立たないと強く感じる」について所得類型でみると、『あてはまる（「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計）』はA類世帯が最も高くなっており、世帯類型でみると、『あてはまる』は、一人親世帯の方が高くなっています。

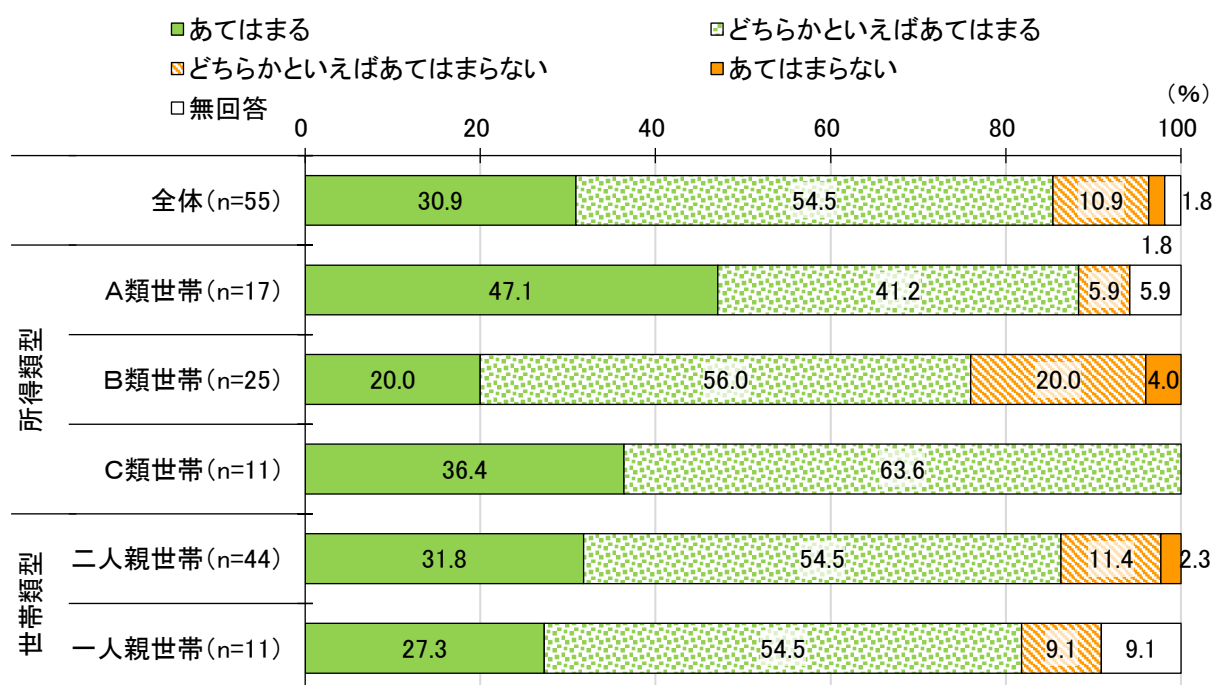
中学2年生：「今の自分が好きだ」（世帯の状況別）



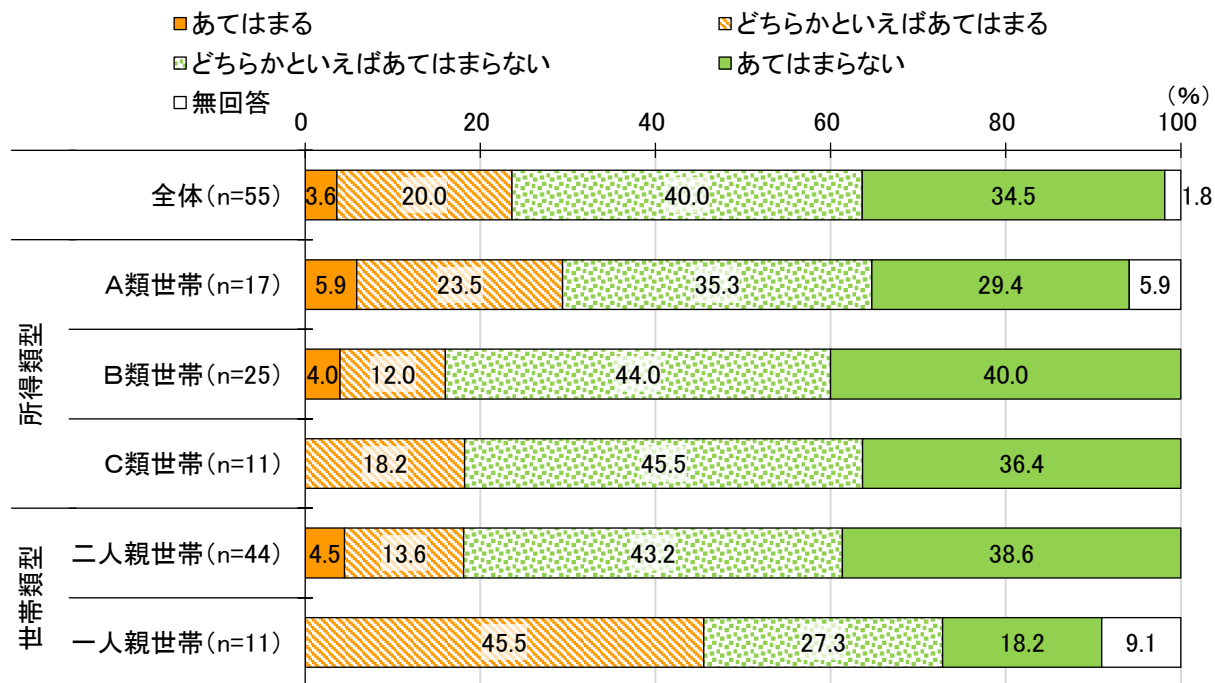
中学2年生:「自分の親(保護者)から愛されていると思う」(世帯の状況別)



中学2年生:「うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む」(世帯の状況別)



中学2年生:「自分は役に立たないと強く感じる」(世帯の状況別)

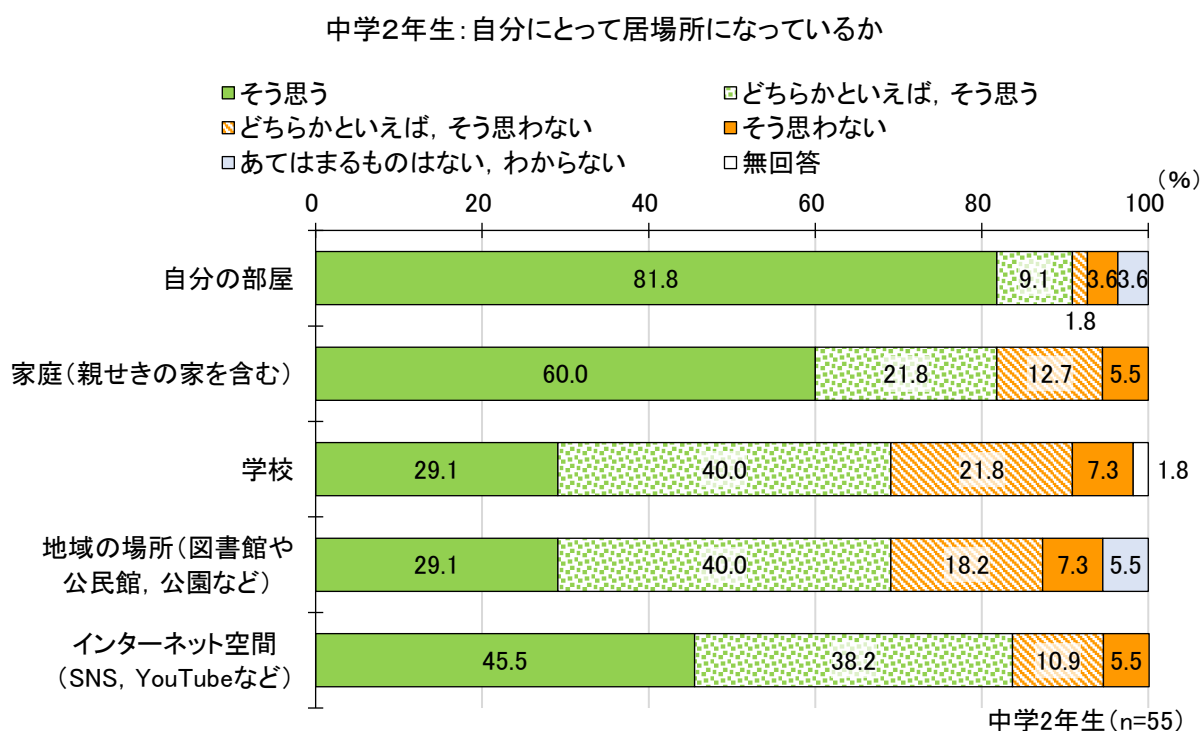


(4) 子ども・若者計画関連調査

①居場所（ほっとできる場所, 安心できる場所）について

自分の部屋, 家庭（親せきの家を含む）, 学校, 地域の場所（図書館や公民館, 公園など, 現在住んでいる場所やそこにある建物など）, インターネット空間（SNS, YouTube やオンラインゲームなど）の5項目が居場所（ほっとできる場所, 安心できる場所）になっているかについて, 「そう思う」は自分の部屋が 81.8%と最も高く, 次いで家庭の 60.0%, インターネット空間の 45.5%となっています。

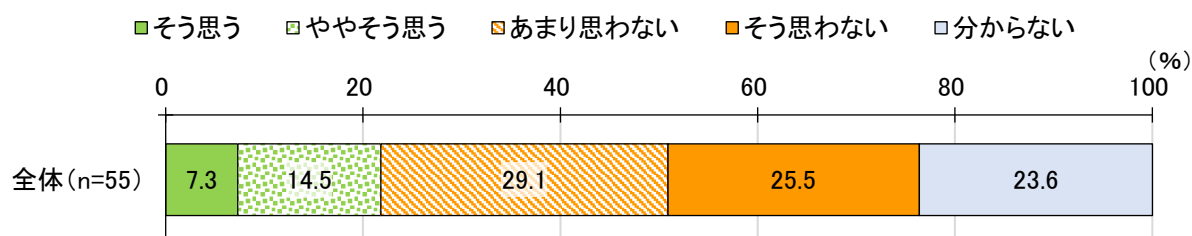
『思わない（「そう思わない」と「どちらかといえば, そう思わない」の合計）』は, 学校が 29.1%と最も高く, 次いで地域の場所の 25.5%となっています。



②意見の表明について

日頃から思っていることや意見を和泊町子ども・子育て会議に伝えたいと思うかについて、『思う(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)』は 21.8%,『思わない(「そう思わない」と「あまり思わない」の合計)』は 54.6%となっています。

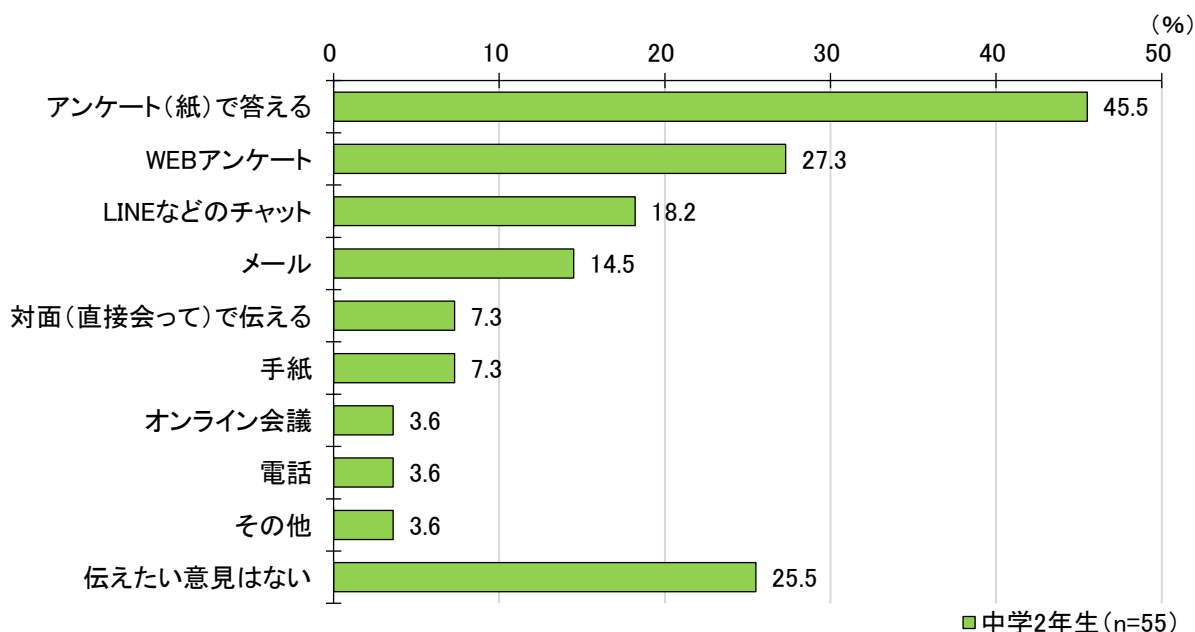
中学2年生:和泊町子ども・子育て会議に意見を伝えたいと思うか



③意見を伝えやすい方法

町に対して意見を伝えやすい方法について、「アンケート(紙)で答える」が 45.5%と最も高く、次いで「WEB アンケート」の 27.3%,「LINE などのチャット」の 18.2%となっています。オンラインによる回答と紙のアンケートを用いての回答が有効手段として挙げられます。

意見を伝えやすい方法・手法



6 現行計画評価

(1) 教育・保育の量の見込み, 確保方策について

① 幼児期の保育・教育の量の見込みと実績値の検証

(単位: 人)

区分	内 容		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号認定	量の見込み	計画値	52	49	41	42	42
		実績値	33	33	21	23	12
	確保方策	実績値	150	150	150	150	150
		認定こども園	実績値	45	45	45	45
		幼稚園	実績値	105	105	105	105
	差	実績値	117	117	129	127	138
2号認定	量の見込み	計画値	146	138	117	120	119
		実績値	147	147	132	121	126
	確保方策	実績値	145	145	145	145	145
		認定こども園	実績値	72	72	72	72
		保育園	実績値	73	73	73	73
	差	実績値	△2	△2	13	24	19
3号認定(0歳, 1歳, 2歳)	量の見込み(0歳)	計画値	23	23	23	22	22
		実績値	13	8	8	13	5
	確保方策(0歳)	実績値	23	23	23	23	23
		認定こども園	実績値	18	18	18	18
		保育園	実績値	5	5	5	5
	差	実績値	10	15	15	10	18
	量の見込み(1, 2歳)	計画値	73	72	77	77	75
		実績値合計	77	68	74	79	70
		1歳実績値	35	33	37	38	30
		2歳実績値	42	35	37	41	40
	確保方策(1, 2歳)	実績値	85	85	85	85	85
		認定こども園	実績値	45	45	45	45
		保育園	実績値	40	40	40	40
	差	実績値	8	17	11	6	15

区分	内 容		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3号認定保育利用率	保育利用率の目標値(%)	計画値	63.0	63.0	63.0	63.0	63.0
	保育利用率(%)	計画値	70.5	71.0	67.9	68.8	70.1
		実績値	77.1	81.8	79.4	81.2	106.9
		差	6.6	10.8	11.5	12.4	36.8
	確保方策(人)	実績値	108	108	108	108	108
	0-2歳児童数(人)	実績値	140	132	136	133	101

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績値の検証

①利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【基本型】

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	箇所	—	—	—	—	—
	確保数	箇所	—	—	—	—	—
実績値		箇所	0	0	0	0	0

【特定型】

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	箇所	—	—	—	—	—
	確保数	箇所	—	—	—	—	—
実績値		箇所	0	0	0	0	0

【母子保健型】

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	箇所	—	—	—	—	—
	確保数	箇所	—	—	—	—	—
実績値		箇所	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)
量の見込み	人日	2,784	2,784	2,784	2,784	2,784
実績値	人日	3,999	2,607	3,031	2,915	3,000
確保方策	人日	3,999	2,607	3,031	2,915	3,000
差	人日	0	0	0	0	0
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1

③妊婦健康診査・産婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【妊婦健康診査】

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)
量の見込み	人回	693	693	693	693	693
実績値	人回	535	561	427	338	420
確保方策	人回	535	561	427	338	420
差	人回	0	0	0	0	0
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1

【産婦健康診査】

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人回	693	693	693	693	693
実績値	人回	35	44	69	42	—
確保方策	人回	35	44	69	42	—
差	人回	0	0	0	0	—
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1

※令和2年度より助成を開始(1人1回)。令和4年度より助成を1人2回に増回。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)
量の見込み	人	53	53	53	51	50
実績値	人	46	39	45	20	35
確保方策	人	46	39	45	20	35
差	人	0	0	0	0	0

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人	—	—	—	—	—
実績値	人	0	0	0	0	—

⑥子育て短期支援事業

母子家庭等（母子家庭以外の方も利用可能です。）が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる事業です。主な事業内容は次の2つになります。

◆短期入所生活援助（ショートステイ）事業

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人日	—	—	—	—	—
実績値	人日	0	0	0	0	—
実施箇所	箇所	0	0	0	0	—

◆夜間養護等（トワイライトステイ）事業

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人日	—	—	—	—	—
実績値	人日	0	0	0	0	—
実施箇所	箇所	0	0	0	0	—

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【就学児のみ】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)
量の見込み	人日	0	0	0	0	0
実績値	人日	19	26	44	148	86
確保方策	人日	19	26	44	148	86
差	人日	0	0	0	0	0
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1

※実績値については、放課後のこどもの居場所ではなく、子育て援助活動支援事業の利用者数を計上しています。令和4年度から令和5年にかけて利用者が多いのは、国の事業により、利用者が増えたためです。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値 量の見込み	在園児対応型	人日	424	400	341	349	347
	在園児対応型 以外	人日	130	126	118	119	118
実績値	在園児対応型	人日	0	0	0	0	0
		箇所	0	0	0	0	0
	在園児対応型 以外	人日	16	35	71	21	6
		箇所	1	1	2	2	2
確保方策	在園児対応型	人日	—	—	—	—	—
		箇所	—	—	—	—	—
	在園児対応型 以外	人日	540	540	540	540	540
		箇所	3	3	3	3	3
差	在園児対応型	人日	—	—	—	—	0
		箇所	—	—	—	—	0
	在園児対応型 以外	人日	524	505	469	519	534
		箇所	2	2	1	1	1

⑨延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施します。

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	実人数	66	63	60	60	59
実績値	実人数	12	17	26	33	25
確保方策	実人数	66	63	60	60	59
差	人	54	46	34	27	34
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1

⑩病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込み)
量の見込み	人日	266	257	241	243	240
実績値	人日	45	35	49	29	11
確保方策	人日	624	624	624	624	624
差	人日	579	589	575	595	613
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	区分	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画値	量の見込み	実人数	66	64	66	64	62
	1年	実人数	29	28	29	28	27
	2年	実人数	21	20	21	20	20
	3年	実人数	11	11	11	11	10
	4年	実人数	3	3	3	3	3
	5年	実人数	1	1	1	1	1
	6年	実人数	1	1	1	1	1
実績値 (利用者数)	利用者数(計)	実人数	85	84	99	106	92
	1年	実人数	26	22	27	30	19
	2年	実人数	25	24	26	28	30
	3年	実人数	16	21	20	24	17
	4年	実人数	8	10	16	14	15
	5年	実人数	5	5	7	7	6
	6年	実人数	5	2	3	3	5
	実施箇所	箇所	4	4	4	4	4
確保方策 (定員数)	定員数(計)	実人数	123	123	123	123	123
差		実人数	38	39	24	17	31

(3) その他事業

①就学援助費

経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村が主体となり、学用品費や給食費などの費用の一部を援助します。

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実人数(0-17 歳)	人	64	62	62	49	—
世帯数	世帯	42	41	45	37	—
援助費	千円	3,560	3,437	2,356	1,413	—

7 現状・課題の整理

(1) 統計データからみえる課題

和泊町の総人口は減少傾向にあり、特に就学前児童(0~5歳)は平成31年の370人から令和6年には245人と約34%の減少となっています。婚姻件数も近年減少していることから、今後も児童数は減少傾向で推移していくものと考えられます。

子育て世帯の状況をみると、ひとり親世帯の割合が全国平均を上回っており、引き続きひとり親世帯への支援が必要と考えられます。さらに世帯数と一世帯当たり人員の推移からは核家族化の傾向もみられるため、子育てに対して支援を必要とする家庭も増加することが予想されます。

また、共働き夫婦の割合は年々上昇し、令和2年では末子1歳以上の家庭の約7割以上が共働きとなっており、こどもの年齢が早い段階で、教育・保育施設を利用する方が増加していると考えられます。

和泊町の婚姻件数は、20件台で推移しており、令和4年には21件となっています。今後、こどもの数を維持するためには、若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備や、結婚を希望する者への支援が必要と考えられます。

(2) アンケート調査結果による状況

① 子ども・子育て支援事業計画関連調査

平日の定期的な教育・保育事業の利用は、前回調査とほぼ同等で、1歳から5歳までの85%以上が利用しています。末子の年齢別共働き夫婦の割合の状況からみても、教育・保育ニーズは高まることが予想されるものの、児童人口は減少していることから、教育・保育の量の見込みを設定する際には注意が必要です。

放課後の過ごし方について、小学校の下学年では放課後児童クラブの利用希望が高く、就学前児童(5歳児)では5割となっておりますが、就学児童では約3割となっております。今後の量の見込みを設定する際には、統計データとの突合が重要と考えられます。

② 次世代育成支援行動計画関連調査

子育ての環境や支援への満足度について、満足度が高い割合と低い割合が共に上昇しており、子育ての満足度について二極化が伺えます。また、子育てに関する相談先について、「いない/ない」の割合が上昇しており、孤育ての状況が伺え、子育て当事者への支援が必要となると考えられます。

③ こどもの貧困対策計画関連調査

子育て世帯の暮らしの状況について、「苦しい」、「大変苦しい」と感じている世帯が全体の3割強となっており、最近の物価高騰の影響もうけて、すべての世帯で経済的負担が大きくなっている状況がうかがえます。

また、ひとり親世帯では半数以上が「苦しい」、「大変苦しい」と感じており、45.5%が必要な食料を買えなかった経験があったと回答しています。さらに、こどもの自己肯定感や自己有用感が低い傾向にあることから、ひとり親世帯についての支援策を強化する必要があります。

④子ども・若者計画関連調査

こどもの居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）について、「自分の部屋」が90.9%、「家庭」が81.8%と回答している一方、居場所とっていない生徒も「自分の部屋」で5.4%、「家庭」で18.2%となっています。

また、インターネット空間を居場所だと回答した生徒は「家庭」の割合よりも高く、こどもの居場所づくりの取り組みに加え、近年、SNS等を通じた犯罪等が増加する中で、ネットリテラシーに対する取り組みもより重要と考えられます。

また、こどもの意見聴取について、意見を伝えたい生徒の割合は21.8%となっています。

こどもまんなか社会の実現のためには、こどもが、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、主体的に社会に参画できる環境づくりが重要となってきます。学校教育や家庭、地域のコミュニティを通して、こどもたちの自主性、協調性、社会性を養い、社会に参画できるようサポートしていく必要があります。

(3) 現行計画評価（子ども・子育て支援事業計画）による状況

①教育・保育の量の見込み

教育・保育の量の見込みについて、1号認定は量の見込みに対して、実績値が下回っています。2号認定は、量の見込みに対して実績値が上回っており、この要因として、共働き世帯の増加が要因として挙げられます。

3号認定（0歳児）では、量の見込みに対して、実績値が大きく下回っています。3号認定（1-2歳児）では量の見込みと確保方策に大きな乖離はみられません。

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

地域子ども・子育て支援事業について、和泊町で実施しているほとんどの事業で確保方策は充足している状況です。

「妊婦健康診査・産婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」は、妊娠・出生数の減少により、実績値が下回っています。

第3章 基本理念・基本的な視点

1 基本理念

こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指しています。

本町は、第6次総合振興計画の子育て支援のビジョンとして「安心して楽しい子育て、夢がある子育てに向けて地域で子育てができる心ゆたかな町づくりを目指します。」を掲げ、「子は島の宝」という言葉を原点に、こどもたちの明るい未来に向け、こどもが健やかに成長していけるように、地域全体でこどもを育む社会づくりに取り組んでいます。

和泊町こども計画の基本理念は、本町の子育て支援ビジョンを基本理念とし、子育て・親育ちを支援していきます。

和泊町 こども計画基本理念

安心して楽しい子育て、夢がある子育てに向けて
地域で子育てができる心ゆたかな町づくりを目指します。

2 基本的な視点

本町の子育てに関する基本目標及び施策の方向性の検討にあたっては、国が示す「次世代育成支援対策行動計画策定指針」の「基本的な視点」を考慮し、以下の5つの視点で子ども・若者施策に取り組みます。

【基本的な視点1】こどもの視点

こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要です。

【基本的な視点2】サービス利用者の視点

核家族化の進行等の社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育てサービスに取り組みます。

【基本的な視点3】社会全体による支援の視点

子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、行政をはじめ、企業や関係団体など地域社会全体で協力し取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働の下に対策を進めて行きます。

【基本的な視点4】結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

多くの若者が将来家庭を持つことを望んでいるものの、晩婚化・未婚化が進み、結婚や妊娠、出産に対する希望が叶えられていないとされています。

このため、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産」に対する支援を推進します。

【基本的な視点5】全てのこどもと家庭への支援の視点

子育て支援は、保育士をはじめとする専門的知識及び技術を持つ担い手ばかりでなく、地域における様々な社会資源によって担われるものあり、全てのこどもと家庭への支援という観点から推進します。

その際、社会的養護を必要とするこどもの増加や、虐待等のこどもの抱える背景の多様化に十分対応できるよう取り組みを進めます。

3 施策の方向性

本計画の個別施策の実施にあたっては、以下に示す3つの施策の方向性に基づき、総合的なこども施策の展開を図ります。

方向性1 ライフステージ別の重要施策

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長していくとの認識のもと、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとってどのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえ、社会全体で切れ目なく支えるまちを目指します。

方向性2 ライフステージを通した重要施策

「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識のもと、子ども・若者への支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、円滑な社会生活が送れるようになるまで、ライフステージを通した縦断的な施策により、切れ目のない子育てを支えるまちを目指します。

方向性3 子育て当事者への重要施策

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなっているとの認識のもと、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるまちを目指します。

4 施策体系

和泊町こども計画は、ライフステージに応じた施策体系のもと、各種取り組みを推進していきます。

方向性	基本施策	施策の展開
ライフステージ別の重要施策	(1) 妊娠・出産期	①こどもと母親の健康の確保 ②妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
	(2) 幼児期	①こどもと母親の健康の確保 ②特定教育・保育施設の充実 ③地域における子育てサービス
	(3) 学童期・思春期	①思春期対策 ②こどもの健全育成 ③こどもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備
ライフステージを通じた重要施策	(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等	①「こどもまんなか社会」の実現 ②こどもへのサポート活動
	(2) こどもの貧困対策	①子育て世帯への経済的支援 ②生活困窮家庭への支援
	(3) こどもの健やかな成長に向けた支援	①こどもの健全育成 ②食育の推進 ③こどもと母親の健康の確保
	(4) 学校教育環境等の整備	①こどもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備
	(5) 障がい児施策の充実	①受入れ・支援体制とサービスの充実 ②経済的負担の軽減
	(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進	①きめ細やかな対応が必要な家庭への支援 ②社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援
	(7) こどもの自殺対策, 犯罪などからこどもを守る取り組み	①こどもを取り巻く有害環境対策の推進 ②こどもの安全対策
子育て当事者への支援に関する重要施策	(1) 支援体制の充実	①子育て相談, 情報提供
	(2) 子育てを支援する生活環境の整備	①良好な居住環境の確保 ②子育てにやさしいまちづくり
	(3) 共働き・共育での推進, 男性の家事・育児への主体的な参画促進	①多様な働き方の実現と男女共同参画社会の推進 ②労働環境の改善に向けた取り組み
	(4) ひとり親家庭への支援	①経済的支援 ②就職・日常生活等の支援

5 進捗を測る指標

(1) 成果指標

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、基本理念・基本目標をどれだけ達成できたかを評価するため、令和5年度に実施したアンケートの結果を踏まえ、成果指標と、5年後に達成すべき目標値を設定します。

成果指標		現状(R5)	目標(R11)
子育てを楽しんでいるか (楽しいと感じることの方が多いの割合)	就学前	75.8%	80.0%
	就学児	62.4%	80.0%
子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無(ないと回答した割合)	就学前	6.5%	0.0%
	就学児	9.6%	0.0%
「今の自分が好きだ」と思う生徒の割合	中学2年	72.7%	80.0%
「自分の将来について明るい希望がある」と思う生徒の割合	中学2年	90.9%	100.0%

(2) 参考指標

計画期間中において、本町における子ども・若者や子育て世帯の置かれた現状等を把握するため、参考指標を設定します。

計画期間中は、参考指標と各施策の実施状況により、計画の進捗状況を確認します。

参考指標	現状(R5)
婚姻数	10件
出生数	32件
乳幼児健康診査 精密検査受診率	100%
母親・父親・祖父母向けセミナー参加者数	21名
子育て応援団体数	2団体
親子でふれあう自然体験活動参加者数	大人41名 こども53名
ICT支援員 配置数	1名
子ども議会開催数	1回

第4章 施策の展開

施策の方向性 1 ライフステージ別の重要施策

(1) 妊娠・出産期

① こどもと母親の健康の確保

施 策	母子健康手帳交付
施 策 内 容	妊娠の届出があった妊婦に対し母子健康手帳と健康診査受診票等を交付し、体調確認等の保健指導を行うことにより妊婦の健康維持・増進を図ります。
担 当 課	こども未来課
施 策	両親学級の開催
施 策 内 容	両親学級では、助産師による妊娠・出産に向けての講話、不安等の相談、栄養士によるバランスのよい食事の指導等を行っています。 今後も出産・育児の正しい知識の普及に努めるとともに、晩婚化による初産の高齢化のため、高年齢出産に対する不安を持つ妊産婦に対して、ハイリスク防止の支援の充実を図ります。
担 当 課	こども未来課
施 策	不妊治療旅費補助制度の活用
施 策 内 容	保険適用による特定不妊治療(体外受精及び顕微授精(男性不妊治療を含む))の対象となった治療を島外の医療機関で受けた夫婦に対し、通院や現地滞在等に要した経費の一部を助成し、こどもを産みやすい環境づくりを図ります。
担 当 課	こども未来課
施 策	安心して出産できる環境の維持・確保
施 策 内 容	妊婦が安全に、安心して出産し、母親や保護者等が健やかな育児ができるよう、住民、医療機関、行政等関係機関・団体が一体となって、安全・安心な出産、健やかな育児環境づくりや産科医等の確保及び周産期救急医療体制の整備を推進します。
担 当 課	こども未来課
施 策	妊産婦・乳幼児健康診査事業
施 策 内 容	妊産婦及び乳幼児の疾病異常の早期発見と早期治療を図るための健康診査を実施するにあたり、妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児一般健康診査、乳幼児精密健康診査及び新生児聴覚検査に要した費用の一部を町が助成します。
担 当 課	こども未来課

施 策	ハイリスク妊産婦旅費助成
施 策 内 容	妊産婦及び新生児が、島外の医療機関で治療を受ける必要がある場合、交通費及び宿泊費の助成を行います。
担 当 課	こども未来課

②妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

施 策	乳児家庭全戸訪問事業
施 策 内 容	乳児の健康管理及び保護者の育児支援等に資するよう、保健師等専門職による乳児家庭全戸訪問を行い、育児に関する事業等の説明、育児相談等を行います。
担 当 課	こども未来課

施 策	利用者支援事業【妊婦等包括相談支援事業型】
施 策 内 容	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、伴走型相談支援として面談(①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間)を実施し、必要な支援に繋がります。
担 当 課	こども未来課

施 策	産後ケア事業
施 策 内 容	産後(生後)1年未満の産婦および乳児を対象とし、助産院などの産後ケア施設等において、助産師等専門職から育児技術や育児相談、身体のカケアを受けることができる事業です。必要な人が利用できるよう事業の周知をするとともに、産後も安心して子育てができる体制を整えていきます。
担 当 課	こども未来課

施 策	乳児用品購入費助成事業
施 策 内 容	1歳半になる前月までの乳児を養育する保護者に対し、必要とする乳児用品の購入費用の一部を助成することにより、乳児期の子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、乳児の健やかな成長の促進を図ります。
担 当 課	こども未来課

(2) 幼児期

①こどもと母親の健康の確保

施 策	乳幼児健康診査事業
施 策 内 容	3～4か月児健診, 6～7か月児健診, 9～11 か月児健診, 1歳6か月児健診, 3歳児健診, 5歳児健診において, 身体測定・問診・観察・診察などで疾病や心身障害などの早期発見に努め, 早期治療・早期療育を促すとともに, 身体及び精神発達の確認を行います。 また, 各種健診事業は, 疾病の早期発見の場のみならず, 虐待などのハイリスク家庭を発見できる機会であり, ハイリスク家庭を発見した場合は, 関係機関と連携を図っていきます。
担 当 課	こども未来課
施 策	歯科検診及びフッ素塗布事業
施 策 内 容	幼児健診時(5歳児健診除く)に, 歯科検診, 歯科指導及びフッ素塗布を行い, 乳幼児の虫歯予防の啓発に努めます。
担 当 課	こども未来課
施 策	感染症予防対策
施 策 内 容	感染症等の予防を図るため, 予防接種を定期的に行っています。標準的な接種年齢(月齢)となった際に, 対象者に対し予診票を送付して接種勧奨を行い, 接種率の向上に努めます。
担 当 課	保健福祉課, こども未来課

②特定教育・保育施設の充実

施 策	乳幼児の健全育成の場づくり
施 策 内 容	教育・保育施設の整備促進や, 保育士, 幼稚園教諭, 調理員等の資質の向上を図るとともに, 児童の家庭の状況や地域の実態を踏まえつつ, 認定こども園が児童の心身を健全に育む場となるよう努めます。 ■教育・保育施設の整備促進: 多様な保育サービスに対応できるよう, 施設の多機能化のための整備や老朽化した施設の整備を推進します。 ■保育士・幼稚園教諭・調理員等の研修の充実: 乳幼児期は人格形成上極めて重要な時期にあることから, 保育士, 幼稚園教諭, 調理員等に対して経験年数, 役割等に応じた多様な研修を実施することにより資質の向上に努めます。 ■児童が心身ともに健全に育つ環境の拡充: 保護者と密接に連携を取りながら, 児童が集団生活を通して, 生命を大切に作る心, 他者への思いやり, 美しいものや自然に感動する豊かな人間性に育つ保育の場となる保育所づくりに努めます。
担 当 課	こども未来課, 教育委員会事務局

施 策	特定教育・保育施設と小学校、中学校の連携
施 策 内 容	認定こども園・保育園の弾力的な運営を目指して、子育てのための事業を連携して進め、合同研修や人的交流を行い、互いのレベルアップを図ることにより、質の高い教育・保育の提供を図ります。 また、教育内容・保育内容の整合性を確保するとともに、小学校・中学校との間で交流を進め、教育内容・方法の相互理解等を通じ、両者の接続強化に努めます。
担 当 課	教育委員会事務局, こども未来課

施 策	保育士・幼稚園教諭の確保及び資質向上
施 策 内 容	保育士・幼稚園教諭不足の問題に対応するため、大学・短大やハローワーク等と引き続き連携し、保育士・幼稚園教諭の確保に取り組みます。
担 当 課	教育委員会事務局, こども未来課

③地域における子育てサービス

施 策	病児・病後児保育事業
施 策 内 容	保育園、認定こども園等に入所中の児童が、病気の回復期にあり集団保育が困難な期間、その児童を病院等の専用スペースにおいて一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。 本町の病児・病後児保育事業は医療機関と連携して実施しており、今後も医療機関と連携を図りながら親子ともに安心して過ごせる環境づくりに努めます。
担 当 課	こども未来課

施 策	延長保育事業
施 策 内 容	保護者の仕事等のため、通常の保育園・認定こども園等の開所時間・開所日以外において児童の保育を希望する場合に行う事業です。 本町では、わどまり保育園において延長保育を実施しています。また、保育短時間のこどもの保育標準時間までの延長保育を4園で実施しています。延長事業の利用人数は少ないものの、サービスを必要とする保護者のニーズに対応するため、今後も継続して事業を実施します。
担 当 課	こども未来課

施 策	一時預かり事業
施 策 内 容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。 本町では、わどまり保育園、認定内城こども園、認定大城こども園、認定国頭こども園の4園において一時保育を実施しており、保護者のニーズに応じ今後も継続して事業を実施します。
担 当 課	こども未来課

施 策	ファミリー・サポート・センター事業
施 策 内 容	ファミリー・サポート・センター事業とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。 様々な保育ニーズに応えるため、地域の人材を活用したファミリー・サポート・センター事業を今後も継続し、安心して子育てができるよう、地域の人材の育成確保に努めます。
担 当 課	こども未来課
施 策	地域子育て支援拠点事業
施 策 内 容	和泊町保健センターにおいて、保健師や管理栄養士、看護師、保育士、児童委員による地域の子育て家庭に対する母子保健や育児相談及び各種講座等を開催し、親子が気軽に集い安心して過ごせる場の提供と、こどもの健やかな成長の支援をします。
担 当 課	こども未来課、保健福祉課
施 策	地域の子育て支援の拡充
施 策 内 容	町内認定こども園においては曜日を問わず園庭開放を行い、家庭で子育てをしている保護者へ保育士等が育児相談に応じます。
担 当 課	こども未来課
施 策	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
施 策 内 容	乳幼児に対して、多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況に応じて切れ目なく支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園支援を進めます。
担 当 課	こども未来課

(3) 学童期・思春期

① 思春期対策

施 策	思春期のこどもの保健指導の充実
施 策 内 容	思春期は、生涯にわたって健康的な家庭生活を送るための準備段階の時期であり、各学校において、こどもの発達段階に応じて健康づくりや性、エイズ等に対する正しい知識を持たせるとともに、結婚、妊娠、出産、育児等について健康教育の充実を図ります。 また、思春期の心身の問題については、スクールカウンセラー等による相談実施など相談体制等の充実に努めます。
担 当 課	こども未来課, 保健福祉課, 教育委員会事務局

施 策	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施
施 策 内 容	学校教育において、児童生徒の心身の発達とともに、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成するため、保健師等により、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深めるための講話を実施します。
担 当 課	保健福祉課, 教育委員会事務局, こども未来課

② こどもの健全育成

施 策	放課後児童健全育成事業の推進
施 策 内 容	就労等により放課後に保護者が不在となる児童に対し、安全な居場所を確保するための放課後児童健全育成事業を実施しています。
担 当 課	教育委員会事務局, こども未来課

施 策	自然体験学習の推進・リーダーの育成
施 策 内 容	沖永良部島の豊富な自然の中で様々な体験活動を行うことにより、自然に親しもうとする態度や自主性、忍耐力等を養います。 また、体験学習を通してインリーダー、ジュニアリーダー、シニアリーダーとなれる人材育成に努めます。
担 当 課	教育委員会事務局

施 策	地域活動の活性化
施 策 内 容	字の子ども会(育成会)活動を中心とした、異年齢集団による地域活動を通して、相互の親睦を深めるとともに、自主性や協調性、社会性を養います。
担 当 課	教育委員会事務局

③こどもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

施 策	地域と一体となった学校経営
施 策 内 容	不登校やいじめ等の課題解決に向けて、さらに学校と家庭・地域が一体となった取り組みが不可欠であり、保護者及び地域住民が一定の権利及び責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会制度を周知した上での導入を進めます。
担 当 課	教育委員会事務局

施 策	学力向上対策の充実
施 策 内 容	授業改善をはじめとした学力向上対策の充実により、主体的・対話的で深い学びを実現できる学習指導に努めます。 学校では、外国語科やプログラミング教育、ICT 活用など、将来にわたり社会生活を営む上で必要とされる事項を重点に、確かな学力、思考力、判断力、表現力の育成を図ります。また、学力の定着には、家庭学習の習慣化も大切であるため、学校・家庭・地域が連携し、学力向上に取り組む必要があります。
担 当 課	教育委員会事務局

施策の方向性 2 ライフステージを通した重要施策

(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等

①「こどもまんなか社会」の実現

施 策	「こどもまんなか社会」の実現に向けた機運醸成
施 策 内 容	「こどもまんなか社会」の実現のためには、こどもが権利の主体であることを社会全体で理解・共有したうえで、子育て世帯の視点を尊重し、その意見を子育て施策に反映させていくことが必要です。 そのためには、こどもが、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、主体的に社会に参画できる環境づくりが重要となってきます。積極的な子育てに関する情報発信を行うことにより機運の醸成を図るとともに、子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取り組みを進めます。
担 当 課	全課

②こどもへのサポート活動

施 策	こどもまんなか応援サポーター活動の推進
施 策 内 容	こどもたちのために何がもっとも良いことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、こどもまんなか応援サポーターとして、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現のため、子ども・子育て施策の発信に取り組みます。
担 当 課	全課

施 策	子ども・子育て会議
施 策 内 容	教育・保育施設におけるサービス・質の向上を促進するため、子ども・子育て会議を定期的に開催し、子育て支援事業等の取り組みや見直し、事業の進捗状況の確認や今後の対策について審議します。
担 当 課	教育委員会事務局, こども未来課

(2) こどもの貧困対策

①子育て世帯への経済的支援

施 策	児童手当
施 策 内 容	家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、高校生年代までの児童を養育している保護者に児童手当を支給します。
担 当 課	こども未来課

施 策	保育料の軽減
施 策 内 容	本町は、保護者の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化に該当しない保護者に対し、国の定める保育徴収額の軽減を実施します。
担 当 課	こども未来課

施 策	高度へき地修学旅行費補助事業の実施
施 策 内 容	本町は離島であることから、島外への修学旅行の実施に際してかかる費用が、家計の大きな負担となっています。教育の機会均等と保護者の負担軽減のため修学旅行費用の援助を実施します。
担 当 課	教育委員会事務局

施 策	離島高校生修学支援費補助事業の実施
施 策 内 容	高校のない本町において、家計における教育費の占める割合は高く、子育ての大きな負担となっています。通学費を援助することにより、保護者の経済的負担軽減を図ります。
担 当 課	教育委員会事務局

②生活困窮家庭への支援

施 策	要・準要保護児童・生徒援助事業の実施
施 策 内 容	経済的理由により就学困難な児童・生徒に、学用品費、通学用品費、学校給食費などの援助を行います。
担 当 課	教育委員会事務局

施 策	奨学金貸付事業の実施
施 策 内 容	経済的理由により就学困難な高校生や大学生に学資の貸付けを行い、人材の育成を図ります。
担 当 課	教育委員会事務局

(3)こどもの健やかな成長に向けた支援

①こどもの健全育成

施 策	親の家庭教育・地域活動への参加啓発
施 策 内 容	家庭教育や地域活動への参加について、参加啓発に努めます。 ア 地域活動への参加： 親がこどもと話し合い、こどもとともに積極的に地域の活動に参加するよう、広報等を通じて啓発に努めます。 イ とともに学ぶ親の育成： 父親が家庭教育に関わり、こどもとともに学べるように、両親学級等の教室を開催し「ともに学ぶ親の育成」に努めます。 ウ 社会のルール・マナーの理解： 我慢する心を育て、社会のルール・マナーの必要性について広報等を通じて啓発に努めます。 エ 完成の喜び： 親がこどもとともに汗を流し、ともに協力し合うよさ、完成の喜びをともに味わえるよう広報等を通じて啓発に努めます。
担 当 課	教育委員会事務局

施 策	家庭教育や地域活動の充実にに向けた支援体制の強化
施 策 内 容	家庭教育や地域活動を支える家庭教育支援員について活動の周知を行うとともに、家庭教育支援員を増員し、支援員に相談しやすい体制づくりを推進します。
担 当 課	教育委員会事務局

施 策	みんなで育てよう地域(字)の宝“青少年”
施 策 内 容	家庭や地域コミュニティを通して、青少年の自主性や協調性、社会性を養うように努めます。 ア 家庭の日の推進(毎月第3日曜日): 家庭教育に関する情報提供を行い、ウヤホーを大切にする肝心(チムグクル)の育成に努めます。 イ 育児の日の推進(毎月19日): 家庭や企業を含め地域一体で、子育てがしやすい環境づくりについて関心が深められるように普及啓発に努めます。 ウ 地域(字)の行事への積極的参加を推進し、自ら行事を企画・運営できる人材の育成に努めます。 エ 地域の奉仕活動の参加を推進し、勤労の喜びと連帯感を育て、自然環境の保全、モラル(公德心)の向上に努めます。 オ 子を持つ親だけでなく、地域住民のすべてが地域(字)の青少年の健全育成に関われるよう普及啓発を行います。
担 当 課	教育委員会事務局、町民支援課

施 策	“むーるし ふでいらさー”プロジェクトの実施
施 策 内 容	①子育て世代の育児力を鍛える。 ②地域の子育て力を強化する。 ③育児力を育む環境の整備を行う。 をテーマとして、セミナーの開催や地域保育事業の強化、子育て応援隊の結成など、子育てに関わる大人の意識の改革や安心で安全な子育て環境を向上させることで、こどもたちの明るい未来を拓く町を目指します。
担 当 課	こども未来課、保健福祉課、教育委員会事務局

②食育の推進

施 策	離乳食教室の実施
施 策 内 容	離乳食教室は、前期(4～5か月)、後期(9～10 か月)で実施しています。今後も、保健師・栄養士による栄養指導や、「食」への関心・知識を高める食育を推進します。
担 当 課	こども未来課、保健福祉課

施 策	親子料理教室の実施
施 策 内 容	地域子育て支援センター活動において、親子で栽培した野菜を使っの料理教室や食生活改善推進員における地域での親子料理教室を行っています。今後も、こどもと親と一緒に料理を作ることの大切さを積極的に周知し、「食」への関心・知識を高める食育を推進します。
担 当 課	こども未来課、保健福祉課

施 策	親子野菜栽培体験の実施
施 策 内 容	保育園・こども園や地域子育て支援センターなどの活動の一環として、未就学児や親子を対象に、野菜の栽培から試食の機会を提供します。 野菜を苗から育てて収穫し、家庭の食事に取り入れることにより、「食」への関心・知識を高める食育を推進します。
担 当 課	こども未来課、経済課、教育委員会事務局

③こどもと母親の健康の確保

施 策	子ども医療費助成事業の実施
施 策 内 容	こどもにかかる医療費の負担を軽減することにより疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健康の保持増進を図るため、就学前児童から高校生年代までのこどもにかかる医療費の助成を実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
担 当 課	こども未来課

施 策	子ども島外受診旅費助成事業
施 策 内 容	島外で医療を受けなければならないこどもの成長を育むとともに、その際に生じた必要な旅費を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
担 当 課	こども未来課

施 策	予防接種費用助成
施 策 内 容	1～18 歳までの任意予防接種（インフルエンザ）に係る費用を助成しています。
担 当 課	保健福祉課

(4) 学校教育環境等の整備

① こどもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

施 策	発達段階・適時性をふまえた、学校と地域との連携による基本的な生活習慣の定着「しつけ」の指導
施 策 内 容	各字の子ども会(育成会)活動を中心に、学校と地域が連携し、異年齢集団による地域活動を通して相互の親睦を深めるとともに、自主性や協調性、社会性を養います。 ア 乳幼児期： 語りかけながらこどもと接し、目と目を合わせて互いの心を交わし合い、愛情と信頼の心を育てよう。 イ 小学校低学年期： 親子の温かいふれ合いや遊びの中で豊かな心を育てよう。 ウ 小学校中学年期： 思いやりの心、協力することの大切さを身に付けさせ、仲間との遊びを通して夢を広げさせよう。 エ 小学校高学年期： 主体的な生き方ができるよう、親自身の生き方を示そう。家事を担わせるとともに、地域行事へも積極的に参加させよう。 オ 中学校期： 汗を流して働くことのすばらしさを体験し、将来のことを語り合おう。 カ 高等学校期： 親が人生の相談相手となり自立の意欲を高め、真の友情を育てよう。
担 当 課	教育委員会事務局
施 策	伝統文化教育、食農教育、交流学习等の推進
施 策 内 容	伝統文化教育、食農教育、交流学习、子ども議会など、体験活動を生かした学習を推進するために、収穫体験・料理教室等を開催し、こどもの生きる力を育む体験の場を提供します。今後も、こどもたちが家庭や社会の場で、生活体験や自然体験、社会体験、文化・スポーツ活動等に取り組めるよう充実を図ります。
担 当 課	教育委員会事務局、経済課
施 策	文化活動の推進
施 策 内 容	芸術文化や伝統文化等に親しんだり、発表したりする活動を通して、文化活動の推進に取り組みます。
担 当 課	教育委員会事務局
施 策	スポーツ活動の推進
施 策 内 容	各種スポーツ活動を通して、体力の向上や健康の増進を図り、スポーツに親しもうとする態度を育て、生涯スポーツの基礎を培うスポーツ活動の推進に取り組みます。
担 当 課	教育委員会事務局

(5) 障がい児施策の充実

① 受入れ・支援体制とサービスの充実

施 策	早期発見・早期療育の充実
施 策 内 容	乳幼児の定期健診や親子ふれあい遊びにおいて、障がい児の早期発見への取り組みを継続実施するとともに、障害児通所支援事業所を中心に、認定こども園・保育園等において、個々のニーズに応じた日常生活や社会生活への適応訓練による障害児の早期療育の推進に努めます。 また、特別支援教育コーディネーターとの連携を強化し、障がいの早期発見と適切な療育につなげる体制の充実に努めます。
担 当 課	保健福祉課, こども未来課, 教育委員会事務局

施 策	障がい児等の相談指導の充実
施 策 内 容	県のこども総合療育センター及び大島児童相談所、保健所などの関係機関との連携を図りながら、乳幼児及び児童生徒の健全な発達・発育・成長を支援するための療育相談及び巡回相談を実施し、児童の福祉向上を図ります。
担 当 課	保健福祉課, こども未来課, 教育委員会事務局

施 策	医療・リハビリテーションの充実
施 策 内 容	身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするため、手術等の治療を受けることによって確実な治療効果が期待できる者を対象として、必要な治療にかかる医療費の助成を行います。
担 当 課	保健福祉課

② 経済的負担の軽減

施 策	重度心身障害者医療費助成事業の実施
施 策 内 容	重度心身障害者児がいる家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を実施します。
担 当 課	保健福祉課

施 策	特別児童扶養手当
施 策 内 容	精神又は身体に重度又は中度の障がいを有している 20 歳未満の児童を監護している家庭に特別児童扶養手当を支給します。
担 当 課	こども未来課

施 策	児童発達支援利用者負担軽減対策事業
施 策 内 容	保育園等との並行通園を行う児童保護者への経済的負担の軽減を行うことで、サービスの利用を後押しし、早期療育へと繋がります。
担 当 課	保健福祉課

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

①きめ細やかな対応が必要な家庭への支援

施 策	こどもの人権の尊重
施 策 内 容	こどもに対し、いかなる差別もなく権利を尊重し確保することをうたっている「児童の権利に関する条約」の趣旨にのっとり、すべての町民がこどもの人権や虐待についての理解を深めるための啓発活動や人権教育の充実に努めます。 また、児童虐待、いじめ、体罰などが社会問題となっている現状から、こどもの人権を守る相談・支援体制の充実を図ります。
担 当 課	町民支援課, こども未来課, 教育委員会事務局

施 策	児童虐待への適切な対応
施 策 内 容	両親学級, 乳児家庭全戸訪問事業, 乳幼児健康診査及び地域子育て支援センター事業等において, 妊娠から出産, 子育てに係る相談に応じ, 切れ目ない支援を行うことで, 児童虐待の発生予防・早期発見に努めます。また, 児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を図るために, 要保護児童対策地域協議会を中心に, 保健センターや児童相談所, 関係機関との連携を密にして, 支援体制の充実を図ります。 虐待への予防的な対応から, 全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対して母子保健及び児童福祉に関する包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置に向けて取り組んでいきます。
担 当 課	こども未来課

②社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援

施 策	子ども家庭支援
施 策 内 容	こどもに関する問題について, 家庭その他からの相談に応じ, こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え, 個々のこどもや家庭に最も効果的な支援を行い, こどもの福祉を図るとともにその権利を擁護します。 今後も, 児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき, 関係機関が緊密な連携をとり, それぞれの役割を適切に果たすことで, 保護者も含めた支援によりこどもの健やかな成長を支援します。
担 当 課	こども未来課

施 策	親子関係形成支援事業
施 策 内 容	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し, 講義やグループワークを通じて, 児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供, 相談及び助言を実施することにより, 親子間における適切な関係性の構築を図ります。
担 当 課	こども未来課

(7) こどもの自殺対策, 犯罪などからこどもを守る取り組み

① こどもを取り巻く有害環境対策の推進

施 策	こどもを取り巻く有害環境対策の推進
施 策 内 容	こどもを取り巻く有害環境対策については, 学校での指導及びリーフレット等の配布による地域のスーパーマーケットや書店への働きかけ, 有害街頭看板等の撤去活動などを行い推進します。
担 当 課	教育委員会事務局

施 策	犯罪(闇バイト等)の未然防止
施 策 内 容	近年, 全国的に急増している犯罪(闇バイト等)について, 若者が SNS という現代特有のツールを使って気軽に犯罪に加担している現状があります。 こどもや若者が新たな犯罪に巻き込まれないよう各種機会を通じて啓発を行います。
担 当 課	こども未来課, 教育委員会事務局, 総務課

② こどもの安全対策

施 策	地域の安全対策の推進
施 策 内 容	町内には 33 か所の「子ども 110 番の家」が設置されており, 児童の安全確保, こどもと子育てにやさしい地域環境の整備に取り組んでいます。 今後も, こどもと子育て世代が安全で快適に暮らせるよう地域に設置した「子ども 110 番の家」と連携を図りながら, 児童の安全確保に努めます。
担 当 課	総務課, 教育委員会事務局

施 策	交通安全対策の推進
施 策 内 容	道路の整備や効果的な交通安全標識の整備, 交通安全教室開催等の総合的な交通安全対策の充実を図ります。 町内小中学校周辺の通学路を中心とした歩道整備, 防犯灯設置など, 児童の登下校の安全を図ります。見通しの悪い交差点等は, 地権者の協力を得ながら児童の安全確保に努めます。 運転者に対しては, チャイルドシートの使用及びシートベルトの着用を徹底するよう指導します。
担 当 課	総務課, 土木課, 教育委員会事務局

施 策	保育園・学校等の安全対策の推進
施 策 内 容	保育園・こども園・学校等においては, 環境保健の向上や犯罪行為等に対する危機管理に努めるとともに, 危険防止と災害時における安全確保に努めます。 また, 警察, 消防, 病院等関係機関と連携を密にし, 緊急の場合に適切な協力体制がとれるように支援します。
担 当 課	教育委員会事務局, こども未来課

施 策	日本版DBS
施 策 内 容	こどもに接する仕事に就く人に対し、性犯罪歴がないかを確認する制度「日本版DBS」制度の施行に際し、国や県の動向を注視し、積極的な導入を検討します。
担 当 課	こども未来課、総務課

施 策	児童・生徒の SOS の出し方に関する教育
施 策 内 容	困難やストレスに直面した児童・生徒が、周囲の大人などに助けを求めるスキルを身に付けられるよう、SOS の出し方に関する教育を推進します。
担 当 課	教育委員会事務局

施策の方向性3 子育て当事者への支援に関する重要施策

(1) 支援体制の充実

① 子育て相談, 情報提供

施 策	子育て相談事業の実施
施 策 内 容	育児に関する不安を抱える保護者や、子育てのしづらさを感じている保護者への支援として、教育保育施設の職員や教員経験者、主任児童委員や地域の子育て経験者が子育てについて相談に乗り、きめ細かなアドバイスをを行います。
担 当 課	教育委員会事務局, こども未来課

施 策	情報提供の充実
施 策 内 容	町で実施している子育て支援の情報はじめ、子育てに関する情報、地域のお知らせなど、子育て世帯が必要な情報を必要な時に入手できるようアプリなどを活用し、情報提供の充実を図ります。
担 当 課	こども未来課

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

① 良好な居住環境の確保

施 策	町営住宅の建替え(維持・管理)・空き家の利活用
施 策 内 容	少子高齢化社会に対応するとともに、世帯人数に対して適切な規模の住宅を提供できるように、住環境の整備を図っています。 また、空き家住宅を活用することにより、空き家の減少及び住宅の提供を促進し、住環境の向上を図ります。
担 当 課	土木課

② 子育てにやさしいまちづくり

施 策	ユニバーサルデザインの推進
施 策 内 容	こどもやこどもを連れの方が安心して外出できるよう、公共施設におけるユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、民間施設においても「バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)」の普及に努めます。
担 当 課	全課

施 策	公園・公衆トイレの適正管理
施 策 内 容	定期的に公園の管理を行い、公衆トイレの清掃等の実施と利用者のマナー向上を図ります。 また、地域のこどもたちの利用が増えるよう楽しめる公園づくりを計画し、こどもたちへ健全な遊び場を提供します。
担 当 課	こども未来課, 企画課, 土木課, 町民支援課

(3) 共働き・子育ての推進, 男性の家事・育児への主体的な参画促進

① 多様な働き方の実現と男女共同参画社会の推進

施 策	仕事と子育てを両立する意識づくり
施 策 内 容	男女が共に協力し合って子育ての喜びも責任も分かち合えるよう, 子育てに取り組むための情報提供や交流の場の確保に努めます。また, 子育て中の保護者の心の支えとして, 育児相談等を実施します。
担 当 課	企画課, 保健福祉課, こども未来課

施 策	男女共同参画社会推進プランの推進
施 策 内 容	男女が社会の対等な構成員として, 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され, 子育てについて, 男女ともに責任をもって取り組める社会となるような意識啓発活動をすすめます。また, 働く女性が性により差別されることなくその能力を十分に発揮できるとともに, 働きながら安心してこどもを育てることができる環境づくりのため, 和泊町男女共同参画推進条例に基づき, 男女共同参画社会推進プランの実現を目指します。
担 当 課	企画課

施 策	農家の家族経営協定の締結の推進
施 策 内 容	若い世代や女性, 農業後継者が積極的に農業経営に参加できるよう, 就労条件や役割分担, 収益配分を明確にした家族経営協定の締結を推進します。 また, 機械化・省力化により時間的・精神的なゆとりをもてる効率的で安定的な農業経営の実現を図ります。
担 当 課	経済課

② 労働環境の改善に向けた取り組み

施 策	育児休業制度の普及定着促進
施 策 内 容	こどもを持つ親が, 安心してこどもを育て, 子育てと仕事を両立させることができるよう, 育児休業制度の普及定着など労働環境の整備を進めます。
担 当 課	企画課, こども未来課, 総務課

施 策	働き方改革の推進
施 策 内 容	こどもを持つ親が子育てに配慮しつつ多様な働き方ができるよう, 企業や社会に対して, 長時間労働の是正, 多様で柔軟な働き方の実現, 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等の導入を推進します。
担 当 課	こども未来課, 企画課, 総務課

施 策	家庭の日・育児の日の推進
施 策 内 容	子育ての基本は家庭教育であることから、各家庭や地域において、家族のふれ合いを目的とした家庭の日（毎月第3日曜日）・育児の日（毎月19日）等を推奨します。 子育てにおける意識改革及び、安心して子育てができる労働環境の整備とともに、家庭、学校、地域社会が一体となって、家庭教育の充実を図ります。
担 当 課	教育委員会事務局、総務課、こども未来課

(4) ひとり親家庭への支援

①経済的支援

施 策	ひとり親家庭医療費助成事業の実施
施 策 内 容	母子・父子家庭等の経済的負担を軽減するため、保護者とこどもの保険該当医療費の一部負担金額を助成し、重病化の予防と安心して医療を受けられる環境づくりを図ります。
担 当 課	こども未来課

施 策	児童扶養手当
施 策 内 容	父親又は母親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。父親又は母親が重度の障害者であるときなど、父又は母に児童扶養手当を支給します（養育者に支払われるときもあります。）。
担 当 課	こども未来課

施 策	母子父子寡婦福祉資金貸付事業
施 策 内 容	ひとり親家庭の自立支援において、鹿児島県が実施する子育て・生活支援策としての経済的支援策である「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」の窓口として受付業務を行うとともに、必要な家庭が利用できるよう制度の周知徹底を図ります。
担 当 課	こども未来課

②就職・日常生活等の支援

施 策	ひとり親家庭及び寡婦への日常生活支援制度の推進
施 策 内 容	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、就学や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行なう鹿児島県の事業です。ひとり親家庭等の負担軽減のため、事業の周知を図ります。
担 当 課	こども未来課

施 策	養育費確保の支援
施 策 内 容	養育費の確保が適切になされるよう、養育費について周知するとともに、個別相談や養育費確保に向けた啓発を強化し、養育費の取り決め支援を行います。
担 当 課	町民支援課, こども未来課
施 策	就職支援
施 策 内 容	県並びに職業安定所等との連携を図り、就業相談、職業情報の提供並びに就業能力の向上等に向けた支援の充実に努めます。
担 当 課	町民支援課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定について

国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしており、区域ごとに事業の量の見込み（需要量）を算出するとともに、確保方策（事業内容や供給量、実施時期）を示す必要があります。

【 国の区域設定における考え 】

- ◆地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ◆小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ◆地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ◆教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ◆教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 本町における教育・保育提供区域の考え方

本町の人口規模や地域資源等を勘案すると、町全域を1つのサービス提供区域とすることが利用者及び運営（行政等）側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながると考えられるため、本町においては教育・保育提供区域を町全域と設定します。

2 教育・保育の量の見込み

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めなければいけません。町内に居住することにもついて、「現在の教育・保育施設等（幼稚園・保育園等）の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

【 保育の必要性の認定区分 】

- ◆1号認定3－5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）
- ◆2号認定3－5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）
- ◆3号認定0－2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

(2) 1号認定（教育ニーズ）の実績・量の見込み・確保方策区域の設定

1号認定の今後の量の見込みは、減少することが予想され、令和11年度には7人になると推計されます。量の見込みに対する確保方策は十分充足する見通しです。

実績値					(単位:人)
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	33	33	21	23	12

量の見込み・確保方策					(単位:人)
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	11	10	9	7	7
確保方策(定員数)	57	57	57	57	57

※量の見込み算出にあたっては、推計人口に過去の利用率を乗じて算出しています。

(3) 2号認定（保育ニーズ）の実績・量の見込み・確保方策

2号認定の今後の量の見込みは、減少することが予想され、令和11年度には74人になると推計されます。量の見込みに対する確保方策は、令和8年度以降は充足する見通しです。

実績値					(単位:人)
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	147	147	132	121	126

量の見込み・確保方策					(単位:人)
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	125	114	94	80	74
確保方策(定員数)	120	120	120	120	120

※量の見込み算出にあたっては、推計人口に過去の利用率を乗じて算出しています。

(4) 3号認定(0歳児, 1歳児, 2歳児)の実績・量の見込み・確保方策

①3号認定(0歳児)

3号認定(0歳児)の今後の量の見込みは、各年度6人になると推計されます。量の見込みに対する確保方策は十分充足する見通しです。

実績値

(単位:人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	13	8	8	13	5

量の見込み・確保方策

(単位:人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	6	6	6	6	6
確保方策(定員数)	24	24	24	24	24

※量の見込み算出にあたっては、推計人口に過去の利用率を乗じて算出しています。

②3号認定(1・2歳児)

3号認定(1・2歳児)の量の見込みは、増減を繰り返し、令和11年度には44人になると推計されます。量の見込みに対する確保方策は十分充足する見通しです。

実績値

(単位:人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	77	68	74	79	70
1歳児	35	33	37	38	30
2歳児	42	35	37	41	40

量の見込み・確保方策

(単位:人)

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	50	44	49	47	44
1歳児	19	24	24	22	21
2歳児	31	20	25	25	23
確保方策(定員数)	69	69	69	69	69

※量の見込み算出にあたっては、推計人口に過去の利用率を乗じて算出しています。

(5) 保育利用率の設定

3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値の設定について、以下の保育利用率を掲げます。

保育利用率の目標値＝「量の見込み(3号認定子ども)÷各年度推計人口(0～2歳)」

保育利用率 目標値

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(3号認定子ども)(人)	56	50	55	53	50
0-2歳推計人口(人)	85	78	81	78	75
保育利用率	66%	64%	68%	68%	67%

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。利用者支援事業の確保方策は、令和7年度より、こども家庭センター型にて実施します。

実績値					(単位:箇所)
区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
母子保健型	1	1	1	1	1

量の見込み・確保方策					(単位:箇所)
区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み (こども家庭センター)	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

※量の見込み算出にあたっては、現行体制を維持するものとします。

【妊婦等包括相談支援事業】

出産、育児等の見通しを立てるための面談等(①妊娠届出時,②妊娠8か月前後,③出生届出から乳児家庭全戸訪問事業の間)やその後の継続的な情報発信等を実施し,必要な支援につなぐ相談事業です。1組当たり3回の面談を行い,すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に努めます。

量の見込み・確保方策					(単位:回)
区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	81	81	75	72	72
①妊娠届出時	27	27	25	24	24
②妊娠8か月前後	27	27	25	24	24
③出生届出	27	27	25	24	24
確保方策	81	81	75	72	72

※量の見込み算出にあたっては、0歳推計人口×3回として設定しています。

※②は面談またはアンケートによる実施,③は乳児家庭全戸訪問事業と併せて実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業の確保方策は、既存施設にて充分対応可能であることから、今後とも現状体制の維持・確保に努めます。

実績値

(単位:人日,箇所)

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込)
実績値	利用延人数	3,999	2,607	3,031	2,915	3,000
	実施箇所	1	1	1	1	1

量の見込みと確保の内容

(単位:人日,箇所)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	2,062	1,991	1,849	1,778	1,778
確保方策	2,062	1,991	1,849	1,778	1,778
箇所数	1	1	1	1	1

※量の見込み算出にあたっては、未就園児の人数に過去の利用率を乗じて設定しています。

※未就園児の人数に過去の利用率を乗じて算出。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査事業の確保方策は、保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に受診券を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図り、医療機関受診を促進することで、充分対応可能であり、今後も現状体制の維持・確保に努めます。

実績値

(単位:人回)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込)
実績値	535	561	427	338	420

量の見込みと確保の内容

(単位:人回,箇所)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	351	351	325	312	312
確保方策	351	351	325	312	312

※量の見込み算出にあたっては、0歳推計人口に過去の1人当たり受診回数実績平均を乗じて設定しています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の確保方策は、既存の体制で充分対応可能であることから、今後も現状体制の維持・確保に努めます。

実績値

(単位:人)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込)
実績値	46	39	45	20	35

量の見込みと確保の内容

(単位:人)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	27	27	25	24	24
確保方策	27	27	25	24	24

※量の見込み算出にあたっては、0歳推計人口を設定しています。

【産後ケア事業】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児等のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

産後ケア事業の確保方策は、今後も現行体制の維持・確保に努め、事業を継続して実施します。

<産後ケア事業算出式>

$$\text{量の見込み(人日)} = \text{推計産婦数(人)} \times \text{利用見込み産婦率(人)} \div \text{全産婦数(人)} \times \text{平均利用日数(日)}$$

A 推計産婦数

(単位:人)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
推計産婦数	27	27	25	24	24

B 利用見込み産婦率

(単位:%)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
利用見込み産婦率	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%

C 平均利用日数(日)

(単位:日)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
平均利用日数	3	3	3	3	3

D 量の見込みと確保の内容

(単位:人日)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	7	7	7	6	6
確保方策	7	7	7	6	6

(5) 養育支援訪問事業, 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して, その居宅を訪問し, 養育に関する指導・助言等を行うことにより, 当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町では, 国の基準に基づく養育支援訪問事業は実施していないものの, 町独自で養育支援が必要な家庭には指導・助言を行っています。

実績値

(単位: 人)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込)
実績値	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の内容

(単位: 人)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため, 調整機関職員等の専門性強化と, ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

本町では, 要保護児童対策地域連絡会を開催し, 個別事案に関する情報共有及び対応の協議や相談等による支援を行っており, 今後も現行体制を維持し, 事業を継続して実施します。

実績値

(単位: 箇所)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込)
実績値	1	1	1	1	1

量の見込みと確保の内容

(単位: 箇所)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

【新規3事業について】

令和4年児童福祉法改正により, 地域子ども・子育て支援事業として, ①子育て世帯訪問支援事業, ②児童育成支援拠点事業, ③親子関係形成支援事業(以下「新規3事業」という。)が新たに創設され, 令和6(2024)年4月1日から施行されました。

新規3事業は, 新たに創設した事業であることから, 今後事業実績値を把握したうえで, 量の見込みを設定していくものとします。

①子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

対象家庭を訪問し、下記の支援を行うことを基本に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施するものです。

◆家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）

◆育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）

②児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

利用が望ましい児童には、一時保護が解除され、児童相談所から市町村に指導委託や行政移管などで引き継いだ児童や、虐待相談を受けた児童など、本事業による支援を必要とすると思われる児童が考えられます。

課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては、以下の内容を利用者の状況や希望に応じて確実に提供できるよう体制を整備する必要があります。

<包括的に実施する内容>

◆安全・安心な居場所の提供

◆生活習慣の形成

（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）

◆学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）

◆食事の提供

◆課外活動の提供

◆学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携

◆保護者への情報提供、相談支援

③親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

(6) 子育て短期支援事業

母子家庭等(母子家庭以外の方も利用可能です。)が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる事業です。

事業実績及びニーズ調査結果からもニーズが無く、現時点において事業実施は未定ですが、役場庁舎を窓口として、児童相談所等と連携し対応を行います。

実績値

(単位:人日)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込)
実績値	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の内容

(単位:人日)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)【就学児のみ】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

子育て援助活動支援事業の確保方策は、今後も現状体制の維持・確保に努め、事業を継続して実施します。

実績値

(単位:人日)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込)
実績値	19	26	44	148	86

量の見込みと確保の内容

(単位:人日)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	25	26	27	28	29
確保方策	25	26	27	28	29

※国マニュアルでは、放課後の子どもの居場所としての見込み量を算出するものとなっています。放課後の子どもの居場所としての見込み量はないものの、本事業は、重要な子育て支援施策であり、放課後の子どもの居場所だけでなく、それ以外の利用も含め量の見込みを設定するものとし、量の見込みは、過去の直近年度程度(補助事業導入前)で量の見込みを設定しています。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆在園児対応型

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

在園児対応型の量の見込みは、事業実績がないことから設定していません。今後の確保方策は、事業ニーズを把握しながら検討します。

実績値					(単位:人日)
区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (見込)
実績値	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の内容					(単位:人日・箇所)
区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策	—	—	—	—	—
箇所数	—	—	—	—	—

◆在園児対応型以外

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。

在園児対応型以外の確保方策は、今後も現状体制の維持・確保に努め、事業を継続して実施します。

実績値						(単位:人日・箇所)
区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込)
実績値	利用人数	16	35	71	21	6
	実施箇所	1	1	2	2	2

量の見込みと確保の内容					(単位:人日・箇所)
区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	20	20	18	18	18
確保方策	20	20	18	18	18
箇所数	2	2	2	2	2

※量の見込み算出にあたっては、未就園児数に過去の利用率を乗じて設定しています。

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】

乳児等通園支援事業は、保護者の就労要件を問わずに、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度で、令和8年度から全自治体で実施することとされています。

乳児等通園支援事業の確保方策（必要定員数）は、本町の自治体規模では新たに定員を配置する必要はなく、現行の人員体制にて令和8年度より本事業を運用します。

＜こども誰でも通園制度基本的な算出式＞（小数点以下切り上げ）

（対象年齢（※1）の未就園児数 × 月一定時間（※2）） ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※3）

（※1）0歳6か月から満3歳未満

（※2）月一定時間は、本調査においては、月10時間と仮定します。

（※3）月176時間（8時間×22日）を基本とします。

A 推計人口

（単位:人）

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	27	27	25	24	24
1歳児	23	28	28	26	25
2歳児	35	23	28	28	26

B 施設利用人数(保育の量の見込み)

（単位:人）

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	6	6	6	6	6
1歳児	19	24	24	22	21
2歳児	31	20	25	25	23

C 未就園児数(A-B)

（単位:人）

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	8	8	7	6	6
1歳児	4	4	4	4	4
2歳児	4	3	3	3	3

※0歳児は生後6か月から利用可能なため、A÷2-Bとしている。

D 必要定員数(C×10÷176)

（単位:人日）

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
0歳児	0	0	0	0	0
1歳児	0	0	0	0	0
2歳児	0	0	0	0	0

E 年間利用人数見込み(C×30.8%(利用意向率)×12)

（単位:人日）

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	—	54	50	48	48
0歳児	—	28	24	22	22
1歳児	—	15	15	15	15
2歳児	—	11	11	11	11
確保方策	—	54	50	48	48
0歳児	—	28	24	22	22
1歳児	—	15	15	15	15
2歳児	—	11	11	11	11

※量の見込み算出にあたっては、未就園児数に、未就園児の乳児等通園支援事業利用希望率及び12カ月を乗じて設定しています。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施しています。

延長保育事業の確保方策は、今後も現状体制の維持確保に努めます。

実績値

(単位:人・箇所)

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込)
実績値	利用人数	12	17	26	33	25
	実施箇所	1	1	1	1	1

量の見込みと確保の内容

(単位:人・箇所)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	21	19	18	16	15
確保の内容	21	19	18	16	15
個所数	1	1	1	1	1

※量の見込み算出にあたっては、2号+3号の施設利用見込みに、過去の延長保育利用率平均を乗じて設定しています。

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

保護者の子育てと就労の両立を支援する点から、今後も医療機関等と連携し、安心な医療体制に努めます。

実績値

(単位:人日・箇所)

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込)
実績値	利用延べ人数	45	35	49	29	11
	実施箇所	1	1	1	1	1

量の見込みと確保の内容

(単位:人日)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	29	27	24	22	20
確保方策	29	27	24	22	20

※量の見込み算出にあたっては、推計人口に過去の利用率を乗じて設定しています。

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

今後も、放課後の子どもの居場所づくり対策として、現状体制の維持確保に努めます。

実績値

(単位:人・箇所)

	区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実績値	利用者数	85	84	99	106	92
	定員数	123	123	123	123	123
	実施箇所	4	4	4	4	4

量の見込みと確保の内容

区分	区分	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
計画値	量の見込み	人	94	86	83	79	73
	1年	人	23	23	23	22	18
	2年	人	25	23	23	23	22
	3年	人	18	16	15	15	15
	4年	人	18	13	12	11	11
	5年	人	6	7	5	4	4
	6年	人	4	4	5	4	3
確保方策 (定員数)	定員数(計)	人	123	123	123	123	123

※量の見込み算出にあたっては、推計人口に過去の利用率を乗じて設定しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行なう事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

事業実績はなく、量の見込みについても設定しません。

実績値

(単位:人)

給付事業	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(見込)
対象者人数	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の内容

(単位:人)

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設, 地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で, 多様な事業者の新規参入を支援するほか, 私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで, 良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

事業実績はありません。量の見込みについて, 新規参入事業者の見込みがないことから, 量の見込み・確保方策は設定しません。

実績値

(単位: 箇所)

	区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
促進 事業	巡回支援	0	0	0	0	0
	加配支援	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の内容

(単位: 箇所)

	区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
巡回支援	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
加配支援	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向や職員体制等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合には、必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及・促進を図ります。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

乳幼児期はこどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の確保、専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の確保及び計画的な研修機会を確保するなどを通して、資質向上支援に努めます。

(3) 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続について

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至るこどもの育ちを確保するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、広報誌や町ホームページによる広報等により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督にあたっては、県と必要な情報を共有し、協働で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

6 放課後児童対策の推進に関する事項

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び確保方策

第5章(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の「量の見込み・確保方策(p.78)」を参照

(2) 放課後子ども教室の実施計画

放課後子ども教室の実施は、事業ニーズを把握し、関係機関にて検討します。

(3) 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

本町では、放課後子ども教室を実施していないため、目標事業量については、設定していません。

(4) 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する具体的な方策

本町で校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施する場合は、放課後児童支援員等と放課後子ども教室のコーディネーターが連携し、プログラムの内容や実施日等を検討できるよう、定期的な協議の場の設置を検討します。

また、校内交流型プログラムを実施する場合には、児童の移動時の安全確保のため、放課後児童支援員やサポーター等の配置を検討します。

(5) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の小学校の余裕教室の活用については、必要に応じ関係機関と協議を行い、放課後の子どもの居場所の確保に努めます。

(6) 放課後児童対策に係るこども未来課と教育委員会の具体的な連携方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に係る事業について、こども未来課と教育委員会と連携・協議できる場を確保します。

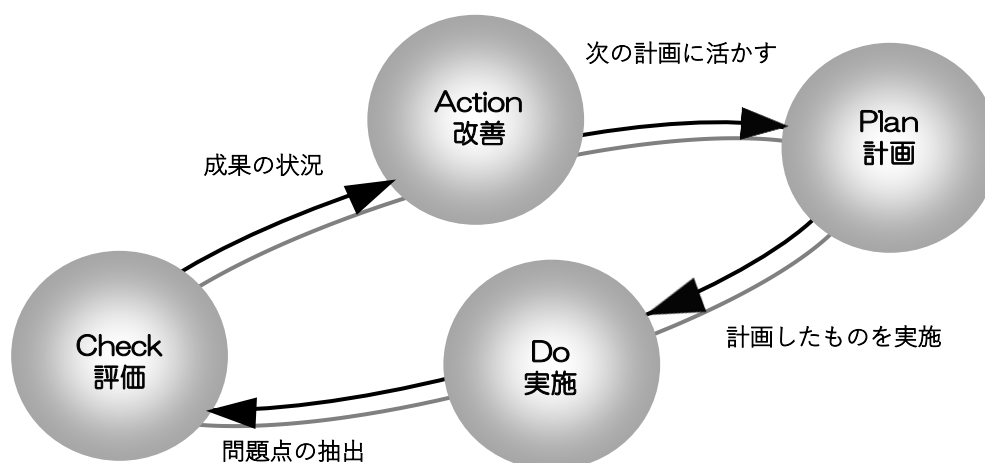
第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理・評価方法

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内各課を中心に具体的施策の進行状況についてPDCAサイクルを用いて毎年把握するとともに「和泊町子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。

また、町の子育て施策の取り組みについて、子ども・若者や子育て当事者等の意見を聴取していく等、様々な手法を検討します。



2 計画の進捗状況の公表

本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況について、広報紙やホームページ等を活用して、広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

さらに、計画の見直しや国の動向等で、子育て施策に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、広報紙やホームページで周知します。

3 関係機関との連携強化

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めたもので、計画の推進には、教育・保育、母子保健、障がい福祉等、多様な関係機関との連携が必要です。

庁内においても、関係各課で連携して横断的な施策に取り組むとともに、家庭、地域、事業者、各種団体、他の行政機関、国や県などと相互に連携をし、取り組みを広げていきます。

第7章 参考資料

1 和泊町子ども・子育て会議条例

平成 26 年3月 13 日条例第2号

和泊町子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として設置する和泊町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本町の子ども・子育て支援施策について、町長の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、町民支援課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員に支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、和泊町報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年和泊町条例第1号)の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が町長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 和泊町子ども・子育て会議委員名簿

番号	区 分	団体名	氏 名	備 考
1	学識経験者	和泊町医師会代表	朝 戸 俊 行	
2	町教育委員会	和泊町教育委員代表	田 中 美保子	
3	町議会議員	和泊町議会代表	山 口 明日香	
4	保育・教育機関	わどまり保育園代表	前 田 里 香	
5		和泊町立保育園代表	永 山 真奈美	
6		和泊町幼稚園代表	三 島 和 乃	
7		和泊町小中学校校長代表	池 田 裕一郎	
8	保護者	保育園保護者代表	赤 谷 興 作	
9		幼稚園保護者代表	春 田 美沙都	
10		和泊町PTA代表	皆 村 正 樹	
11		子育て支援団体代表	新 納 佳 恵	副会長
12		子育て世代保護者代表 (子ども会育成連絡協議会)	中 田 勝 巳	会長
13	福祉機関	社会福祉協議会代表	宗 武 彦	
14		民生委員児童委員代表 (主任児童委員)	大 江 民 子	
15		保健福祉課代表	白 峯 真由美	
16	事務局	こども未来課長	名 越 晴 樹	
17		こども未来課補佐	芋 高 智 美	
18		こども未来課担当	沖 裕 平	
19	オブザーバー	教育委員会事務局長	永 井 徹	
20		教育委員会事務局担当	和 田 貴 子	

和泊町こども計画

発行・編集 和泊町 こども未来課

〒891-9192 鹿児島県大島郡和泊町和泊 10

TEL:0997-84-3111

FAX:0997-81-4172

E-mail: jidouhukushi@town.wadomari.lg.jp

